

厚岸町議会 平成20年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成20年3月12日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまから平成20年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

まず初めに、議案第1号 平成20年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

予算書の1ページ、第1条歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

29ページをお開き願います。

事項別明細書31ページ、歳入から款項目により進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1目個人。

10番。

- 谷口委員 町民税の個人ですけれども、先ほどの説明では個人所得割の減が主なものであるというような説明をされております。特別徴収のほうは若干上がっているんですけれども、普通徴収のほうで特に所得割は3,200万円ぐらいのマイナスというふうになっているんですが、これは業種別に見てどういうところが特に減を見なければならなかった要因なのか、それについてまずご説明を。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

個人につきまして前年当初から2,558万3,000円減の計上ということでございまして、主な内容につきましては、所得割の減ということの説明をさせていただきました。平成20年度の個人の町民税の積算に当たりましては、昨日議決いただきました19年度補正予算におきまして2,180万円の減額をさせていただいたところでございます。その19年度の減額をもとに最終の19年度の調定から、どのように20年度を推計すべきかという分析をした上で積算をしているところでございます。

具体的には、均等割につきましては、平成18年度、19年度の当初の課税人員、この伸長率、いわゆる伸び率やいわゆる減率を、普通徴収にありましては98.86%、特別徴収につきましては99.36%を見させていただいたところでございます。それから所得割につきましては、19年度の課税データをもとに営業を、これは漁業を含みます、94.85%、それから農業89.64%、それから給与97.64%、いずれも……

（「90何ぼ」の声あり）

- 税財政課長（佐藤課長） 97.64%、いずれも過去3カ年の平均伸長率を採用させていただきました。他の所得につきましては100%のいわゆる伸び率は1.0ということで所得割

の推計をさせていただいているところでございます。

ご質問のそれぞれの業種についてでございます。過去3年間の所得の割合でございますが、まず平成18年から19年に対する給与所得の伸び率、これは97.01%となっております。営業所得、これはまず漁業は含みません、96.42%の伸び、いわゆる減です。農業所得80.07%、漁業所得が逆に101.85%、その他の事業所得が104.19%等々で計、所得の額にいたしまして96.02%、これは18と19年度の比率でございます。所得額では2億5,437万9,147円の減ということになってございまして、これら17、18、17、16年度、それぞれ比率を出しまして、それぞれの所得に対しての伸長率を先ほど申し上げたとおり3カ年平均を出させていただきまして所得の推計をし計上したところ、この計算をしたところ、このような所得の割合になったということでございます。それで、主に所得割の減が主であるという説明をさせていただいたところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうするとあれですか、厚岸町の経済成長と申しますか、町民の収入というのは今のところふえるあれはほとんどないという、むしろ減っているというふうに考えていいですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

すべてがいわゆる減額、所得が減っているということではございません。先ほど申し上げたとおり漁業所得、その他の事業所得等につきましては率にしましては伸びております。ただし、所得の絶対額が億単位ではございません、1,000万円単位でございます。一番やはり大きいのは農業所得の1億6,000万円ほどの減、これは18年度対19年度でございます。それから、給与所得については1億700万円ほどの所得、これはいずれも所得額でございます。これら大きな額が、大きな所得の部分の減が要するに伸びていないということを勘案しますと、過去3年間の推計を見ますと、この大きな額については伸びる要素がないというところと判断せざるを得ないと。特に17年度から18年度の給与所得におきましては3億円ほどの減額となっております。さらに、それに対して今度18年度が1億円の減でございますので、簡単に申し上げますと足し算をしますと4億円ほどの所得の額にして減になっているということでございますので、これらを勘案しますと、来年の話をするのはちょっと早いですが、推計するに当たってまた3カ年の平均値をとった場合には伸びる要素は見当たらないというところでございます。

ちなみに、給与所得でございますけれども、当然源泉徴収票等で申告というか年末調整等をされるところ、それから確定申告等されるところでありまして、給与の把握につきましてはほとんど把握できることであることは委員もご承知のことと思います。この給与所得について、これらの減額があるということについては、かなり正しい数字ではないかというふうに理解しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

す。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 結果的にこういう時勢ですから、課税対象そのものも、会社自体も減っているのではないのかなというふうに思うんです。公共事業が減っているだとか、それから農家の離農だとか、あるいは漁業でも恐らくは減っているのではないのかなというふうに考えますけれども、そういうのは自然減というのか、それとも調査されてきた結果そういうふうになっていくのかわかりませんが、こういうこともその計算の中には含まれているというふうに理解していいんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●谷口委員 はい、わかりました。
以上です。

●委員長（音喜多委員） ほかはございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2目法人。

2項1目固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金。

10番。

●谷口委員 この交付金の対象物件をもう一度教えてください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

国有資産等所在市町村交付金の対象施設でございます。

北海道農政事務所、これは農林水産省でございます。釧路開発建設部、国土交通省でございます。北海道財務局釧路財務事務所でございます。北海道森林管理局帯広事務所でございます。これが国有資産として計4件、それから北海道、これは釧路支庁ほか5件、公有財産として1件で、計5件の9件が国有資産等所在市町村区付近の対象の所管施設等でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 事務所の統廃合等がされているわけで、それにはこれにはどういうふうに影響しているのか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

基本的に統廃合があった場合は、課税の対象いわゆる客体としては、その統廃合になった代表のところに課税をすることになります。ただし、その統廃合になったことによる固定資産の評価については、例えば土地の面積が減るですとか施設建物の評価が変わるですとか建物の面積が減るですとか、そういうことがない限り、統廃合があっても基本的にはこの交付金の算定は変わるものではないということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、開発建設部なんかはもう現状の規模はないですよ。けれども施設は今残っている。そういう場合は今までと変わらないということなのか。

それから、最近なんですけど統計事務所が解体しましたよね。土地がどうなっているのか私はわかりませんが、そういう場合にはどうなるのか、教えてください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

基本的にというよりも、撤退されて土地建物が他に、いわゆる北海道でいいますと北海道以外の他の個人・団体等に譲渡されない限り北海道の、開発建設部で申し上げますと国土交通省の所管である以上、これは従来どおりの課税というか、これは町が課税するわけではございませんけれども、そのとおりの交付金が算定されて交付されるということになります。

（「こっちはほうは」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） 同じく農林統計事務所につきましても、これは土地があり建物がある以上、建物がなくなった場合につきましても当然算定がされません。土地のみの算定で交付金が交付されるということになるところでございます。

●委員長（音喜多委員） ほか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

3項1目軽自動車税。

4項1目たばこ税。

5項1目特別土地保有税。

6項1目都市計画税。

2款地方譲与税、1項1目地方道路譲与税、2項1目自動車重量譲与税、ございませんか。

3款1項1目利子割交付金。

4款1項1目配当割交付金。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金。

6款1項1目地方消費税交付金。

10番。

●谷口委員 この減額の理由は何なんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご承知のとおり、地方消費税につきましては都道府県税として平成9年4月1日から施行されておりました。消費税額の25%相当の消費税率で換算しますと1%になるところでございます。これの2分の1に相当する額が市町村に交付されるというところでございます。

このたびの20年度の計上に当たりましては、19年度の交付見込み額に対し地方財政計画の減率4.3%を掛けまして算出した結果1億2,119万6,000円ということで減額の計上となったところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 景気はその後政府のほうが言っているのは回復しているというふうに言っていますよね。緩やかではあるけれども、回復の兆しが見えるだとか、かなり重要な言葉ですけれども、そういうのと、消費税が減額になることとは、その関係はどういうことなんでしょうか、どういうことからこういうようになるんですかね。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げますが、地方財政計画が閣議決定された際に、今申し上げました地方消費税交付金について4.3%の減ということにつきましては、どのように国、いわゆる総務省が算定をし、この4.3%の減になるということになったかというところまでは私ども情報をつかんでございません。素直に4.3%の減になるということを反映させて予算を計上させていただいたところでございます。

委員おっしゃるとおり消費が落ち込んでいるのか伸びているのか、それはわかりませ

んが、いずれにしても国が何らかの方法で地方消費税の収入の算定をし地方に配分する額を算定したか、財政計画としては4.3%の減となるという決定をしたものというふうに承知しております。それをもって計上したところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この数字については政府のほうでそういう算出を決めたから当てはめましたと、それ以上でもそれ以下でもありませんと、だからそういうことなんだということなんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まことに芸がないといえば芸がありませんが、おっしゃるとおり素直に地方財政計画の率をもって計上させていただいたところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的にはもう政府の言いなりということで行っているということになると思うんですね。

これではやっぱりだめだと思うんですよ。厚岸町の税財政課長様でございますから、その辺については厚岸町の計画、消費はどうなのか、あるいは国全体の消費がどうだったのか、そういうものを分析した上では、こうではないかということをおつつけてもいいんじゃないかなというふうに考えますけれども、その辺ではどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、素直に地方財政計画について計上させていただきました。私ごときが国のほうに、あるいは道を介しこうあるべきではないかということをお申し上げたところで、この地方財政計画の比率が変わるものではないと承知してございます。閣議決定されたこの数字はそれぞれ国のエキスパート、いわゆる専門家たるお役人様がはじいた数字でございますので、それを尊重し計上させていただいたところでございますので、重ねてご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかはございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 7款1項1目ゴルフ場利用税交付金。

8款1項1目自動車取得税交付金。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。

10番。

●谷口委員 これは自衛隊基地交付金ですよ。それで、これについて今年度海兵隊の実弾砲撃訓練、これがない年ではないですよ。それで、そういうものも見込んだ上でのこの交付金なんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご承知のとおり、この国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、いわゆる104号線の演習があるなしにかかわらず厚岸町、別海町、いわゆる矢臼別演習場の面積に対し、その評価額をもとに積算をし市町村に交付するという制度の内容でございます。これが例えばこの交付金に対して演習場等々の施設を大きく、例えば施設をつくったとか弾薬庫をつくったとか、そういうことがない限り、この施設についての交付額につきましては、基本的に国の予算の範囲内において交付されるものでございまして、演習があるなしにかかわらず交付される内容の制度のものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 これは前にも減されたことがあると思うんですが、この評価の仕方は、これはどういうふうになっているんですか。例えば山林だとか農地だとかいろいろな見方があると思うんですが、これについてはどういう算出に基づいて行われているのか、教えてください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

この基地交付金につきましては、その評価は当然、今は防衛省のほうから評価についてそれぞれ報告を求められますが、かなりの厚岸町の評価額とそれから国のいわゆる防衛省の評価額、評価というか、それに対する交付金の算定の内容が異なっているようでございます。この異なっている理由を何とか調べようということをしたんですが、結局たどり着いたところは国の予算の範囲内において面積等々によって配分をすると。この配分につきましては、たしか国会の総務委員会のほうで審議をされて決定をされるようでございます。

ちなみに町の評価額に対して税額を算定した場合、五、六倍の交付額になっていると。

(「五、六倍って幾らぐらいになるんですか」の声あり)

●税財政課長(佐藤課長) ちょっとお待ちください。

厚岸町の面積が7,275ヘクタールございます。ここは原野、雑種地、ほんの一部農地等がございまして、評価額といたしましては1億7,598万7,000円、これは仮評価になります。これに税率を1.4%、固定資産税率を掛けますと246万3,800円という固定資産税の額になります。しかしながら、交付金としては1,533万4,000円交付されているということで、財政担当としてはまことにうれしいことではあります。これを説明するに当たって、どうしてこのような数字になるのかということがきちっと説明できないことが財政担当としてはちょっと情けないところなんです。調べてなおかつ防衛省に照会等をしたとしても内容については、非公開ではないらしいんですが、計算式等々についてはわからないというところがございます。

●委員長(音喜多委員) ほかはございませんか。

(なし)

●委員長(音喜多委員) 進みます。

10款1項1目地方特例交付金。

2項1目特別交付金。

11款1項1目地方交付税。

10番。

●谷口委員 地方交付税なんです。一般質問でもお伺いして町長が答弁していただいたんですが、結果的にずっとここ何年も地方を締めつけてきたということですよ。その三位一体の改革で。それで、結果的にはもう地方が耐えられないよというところまで来た結果、結果的にああいう結果になって国もその対策を打ち出さなければならないということで、結果的に地方再生対策費4,000億円を見えていますよね。そのうちの厚岸町に1億800万円ぐらいでしたか、計算ではなるけれども、町としてはその全額を見込むわけにはいかないというような説明が町長のほうから説明があったというふうに思います。

それで、今回前年度と比較して7,812万円つきますけれども、そうすると町長が説明されたよりさらに伸びが少ないのではないのかなというふうに思うんですけれども、その分はどこで見ればいいんですか。

●委員長(音喜多委員) 税財政課長。

●税財政課長(佐藤課長) お答え申し上げます。

過日一般質問で町長のほうからご答弁させていただいたとおり、地域財政対策といたしまして創設されました4,000億円、これは総務省の試算では厚岸町に対して1億800万円の交付があるというところで公表されているところでございます。

ただし、これが別枠で来るということではありますが、まだ定かな情報はありますが、当然地方交付税法に基づき基準財政需要額に算入されるところでございます。そうしますと、基準財政収入額の差し引き、それから国全体の国税5税の収入の状況等々によりまして、調整率等々もかかります。それらによりまして、この1億800万円が確かに基準財政需要額に算入されるということで、その108000という数字が入ったとしても実際の交付額としてはそれが来るかどうかはわからないところでございます。

それから、その1億800万円がすぐその試算で交付されるということではあるけれども、7,800万円にとどまっているのはなぜかというご質問でございますが、これにつきましては当町独自の減額要素がございます。かなり細かい数値になりますのである程度割愛させていただきたいと思いますが、まず補正係数編というものがございまして、いろいろ交付税の算定におきまして係る係数、基準財政需要額を算定する際の係る計数がございます。これらの数字の補正の減額、それから公債費、交付税基準財政需要額償還に対して基準財政需要額に算入される公債費が減ること、それから当然人口の減、それから大きなものとしたしましては小中学校の児童生徒数の減少、これらもろもろのものを当町独自の減額要素、他の町とは異なる減額の要素になるわけでございますが、これらを加味いたしますと7,800万円程度の数字が減額になるということで、単純に基準財政需要額の1億800万円とそれらの数字を差し引きして、単純にはいきませんが簡単に申し上げますと、その差し引きによってそれ相当の額が伸びないという予算計上となっているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今の説明なんですけれども、国は地方交付税も本年度は、今までは減額してきているけれども、地方交付税そのものもふやしているんですよね、1.3%ですけども。その1.3%が、厚岸町には、そうすると減額のほうが大き過ぎるのか、減額する要素というか、厚岸町の、それが大き過ぎるのか、それとも1.3%というのが厚岸町にはもう全然関係ないことなのか、その辺もう少しわかるように説明していただかないと困ると思うんですよね。

それから、その1億800万円については一般質問で町長が答弁されているように、1億800万円を丸々見ることはできないと、だから8,000何百万円だかというような説明だったと、正確にちょっと今メモをしたのがないのであれなんですけれども、その程度しか見込むことはできないよという説明なんです。それで、今課長が人口減だとか学校の児童生徒が減ったとかいろいろなことを言われておりますけれども、国がこれだけふやしましょうと言っているのに、交付税本体もふやしましょう、そしてそれでは足りないから地方対策費ですか、これをやりましょうと、4,000億円をやりましょうというふうにやっているのに、厚岸町が予算で示せるのはそれ以上に低いということになると、なかなか納得できるものにはならないんじゃないのかなというふうに思うんです。もう少しわかるように説明していただかないと、私は納得できないですよ。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、地方財政計画におきましてはまず交付税総体として1.3%の増、これは委員ご指摘のとおりでございます。

それから、地域再生対策分として1億800万円、これは総務省の試算でございます。これを単純に平成19年度の交付決定額に対して、交付決定額を申し上げますと32億8,292万1,000円、これに101.3を掛け1億800万を足しますと34億3,359万8,000円となるところでございます。

それで、先ほど申し上げました当町独自の減額要素分といたしまして補正係数、公債費、その他諸支出として1億2,643万7,000円の減額がございます。この差し引きしますと33億716万1,000円となるところでございます。

ただし、委員ご承知のとおり、当初予算の計上額は29億4,283万4,000円、それはどこに行っただのかということになると思います。これにつきましては、例年、例えば年中の補正財源として例えば除雪対策費等々に留保する額を計上して、いわゆる留保してございます。それらを差し引きますと29億4,283万4,000円となるところでございまして、結果として7月に本算定があったときに、先ほど申し上げました33億716万1,000円になるかどうかはわかりません。

したがって、今申し上げましたとおり留保額の例えば除雪対策費ですとか、その他もろもろの留保額を見させていただいてはおりますが、これが33億円来ない場合にはこの20年度の予算が乗り切れない状況になるということでございます。かなり危険性のある見方をしております。これはやはり受身の態勢でございます。私どもがこれだけ欲しいということだけでいただけるものではございません。ただし、ご存じのとおり約6億円の繰り入れをしております。これだけの交付税を見させていただかなければ20年度の予算が組めなかったという事情もございます。財政担当としては、7月の本算定が恐ろしいという心でおります。ぜひともこの額が来るように祈っているところでございますが、来るという保証は当然ございません。

したがって、かなり厳しくは見ているつもりではございますが、これが逆に転じた場合、予算割れを起こした場合につきましては、どのような措置をとるかということは今から両方、要するに予想どおり交付されると算定された場合、それから予算割れを起こすような事態が生じた場合、それぞれ両方を想定して今後の20年度の財政対策について気を抜かないようにして対応していかなければならないと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 総務省にもサトウという財政課長さんがいらっしゃるそうなんです。そこで、全国の都道府県の財政担当者会議で、楽になるとまでは言えなくても少し息がつける状況になるのではないかという発言をしているそうなんです。そうすると、今の課長の説明とこの総務省の財政課長さんの言っていることでは大分違うような気がするんですよね。息がつけるどころか、息をのんで待っていなければならないと、息もしないで

待っているというか、そのうち酸素欠乏で倒れてしまうのではないかというような状況がこれからも続くということなんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 名前は承知してございませませんが、私もそのコメントにつきましては、ある文献、それから、文献というよりも情報で承知してございます。息がつけるという表現は委員ご指摘のとおりでございました。ただし昨年度もそのような、確かに昨年度は伸びてはおりませんでした、地方一般財源の総額は確保したというコメントがございました。今年も地方一般財源の総額は確保したというコメントがあり、なおかつ交付税については息がつけるというお話がありましたが、現実7月にふたを開いてみたときに、例えばまだ単位費用という策定単位に係る計数、いろいろな単位費用がまだ決まっておられません。それから、国税5税が今後どうなるかまだわかりません。そうすると、その際に国税5税が入らない場合に当然交付の総額というのは決まっております。それで交付額総額、要するに約16兆円確保できない場合にさあどうするかと、これは調整がかかります。その場合に地方一般財源を確保したといいながら交付税はそのとおり来るといふことにはなりません。それをきちっと押さえておかなければ財政担当としては1.3%伸びる、1億800万円ふえるということをもそのまま予算計上するわけにはいかないという気持ちでおりますので、どうかご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかがございますか。
7番。

●安達委員 今ご議論聞かせていただいて非常に憤りを感じたわけですがけれども、ちょっとここで伺いたいんですけれども、たしか平成10年あたりが一番交付税多かったのかなと私はお聞きしているんですけれども、一番多いその平成10年あたりの交付税と今回の交付税、どのくらい差があるかちょっと教えてください。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 普通交付税につきましては、委員ご指摘のとおり平成12年約45億1,200万円ございました。それが19年度の決算で32億8,300万円というふうに、12年度と比較して前年度で12億2,900万円も減額をされてきているという状況であります。ですから、今先ほど税財政課長が答弁しましたように財務省は少しは息がつけるだろうという表現をその課長がしております。しかし、12億3,000万円も削られてきて地方の自治体はもう青息吐息といいますかね、もうあえいでいるわけです。全国1,800もの自治体がある中で私に言わせれば、わずか4,000億円措置したから少しは息をつけるだろうということ自体がいかげなものかと。さらには全国約1,800の自治体でその4,000億円を分けて、それぞれ地方交付税には算定方法というのがございまして、さまざまな補正係数を用いたり、あるいは基準財政需要額を用いて計算をされるわけですから、厚岸町としては財

政担当として独自計算した結果ふえるという要素はないだろうということに基づいて、この数値を出させていただいているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 7番。

●安達委員 私もこれを質疑なんかするつもりなかったんですけども、本当にこの20年度の予算編成、これは大変な思いをされたんだろうと思います。本当に先ほどの財政課長の話聞いていますと、綱渡りかなと、本当に綱渡りでもかなり危ない綱渡りの中の予算編成だったのかなと、そのように感じて聞いております。

いろいろ副町長が私の聞きたいことを答えてくれたんで、わずか4,000億円くらいの手当てしてこれで一息つくだろうなんて、私に言わせれば本当にとんでもない話だなというふうに言いたいわけなんですよね。まして地方自治体というのは一番国民の末端の行政なんですよね。それで、これは緊急医療体制やいろいろな面でいえばこの地方自治が財政逼迫の中、その住民の命にかかわる問題さえ解決できないような状態なんですよね。これは本当に大問題だと思うんですよね。一番大事な人の命が脅かされていると、そういう状況の中、町長あれですか、全国の町村会長、そういう団体の集まりや何かがあるわけなんですけれども、これはやっぱり強く訴えない限り地方はますます逼迫して、本当に先ほどの平成12年と19年で約13億円近い減額、これはとんでもない話ですよ、これは。

それじゃ平成12年あたりがいいかげんな行政をやっていたのかと、みんなわいわいどんどん行政やっていたのかと、そうじゃないですよ。やっぱりこうやって議会で真剣に議論しながら地域住民のために議会も一生懸命そういう財政問題も議論しながらやっとなり乗り越えてきていたはずなんですよ。その中で13億円近い、わずかこの六、七年の間に減額なんて本当にとんでもない話です。まして高齢化がどんどん進んでいる、高齢化が進むということはやっぱり医療体制もお金がどんどんかかったわけですよ。そういう中でこういう減額って、本当に私にすれば、もう先ほどの10番委員とのやりとりを聞いて予定外に立ってしまったんですけども、これは町長として強く国に訴えていただきたいと思うんです。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

一般会計における地方交付税の比率、極めて大きいわけでありまして。ただいま上程いたしました20年度の予算におきましても地方交付税は約43%を占めることに相なります。

しかしながら、先ほどからお話ございましており本年度においては地方交付税は若干であります但し伸びを示しておることは事実であります。しかもまた、地方財政計画に基づいて私どもの予算編成をいたすわけでありまして、厚岸町といたしましては確実な数字をもって、端的にいいまして将来も見据えた厳しい査定の中で査定をいたしているということで、そういう実態になっておりますので、どうかその点減額、思ったよりも減

額じゃないかというご意見もあるかもしれませんが、本年度の予算においては国のほうはやはり地方を重視した地方交付税の配分になっておることは事実であります。

しかし、地方再生というものが新しくできたわけではありますが、これについても配分の方法については人口割が9割です。そうすると厚岸町のような人口減少のところは果たしてその思うとおりに来るのかという不安材料もある中での予算編成でありますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか、ほかはございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金。

13款分担金及び負担金2項負担金、1目民生費負担金、ございませんか。

2目衛生費負担金、3目農林水産業費負担金。

10番。

●谷口委員 農林水産業費負担金ですよ。

道営草地整備改良事業負担金の減について説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ご質問であります道営大別地区草地整備改良事業負担金でございませう。この内容につきましては草地更新です。大別地区の草地更新で北海道の道営事業によります事業で受益者負担金の金額2,575万円を計上したものでございませう。内訳は草地整備、これは草地更新なんですけれども、それから廃根線の除去、それと草地造成、さらに調査測量、これら総事業費合わせまして1億300万円の受益者負担金の分でございませう。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 結果的には、そうすると何割負担になるんですか、これは。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 申しわけございませう。25%負担でございませう。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」という声あり）

●委員長（音喜多委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、3目衛生使用料、4目農林水産業使用料。

2番。

●堀委員 牧場使用料なんですけれども、冬期舎外と夏期放牧のこの予算に上げた見込みの頭数というのを教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 牧場使用料の関係でありますけれども、夏期放牧料、平成20年度1日2,000頭でございます。それから冬期舎外分、今年度1日平均1,200頭で予算計上しております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 5目商工使用料、6目土木使用料、ございませんか。

7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、4目農林水産業手数料、6目土木手数料、7目教育手数料。

3項証紙収入、1目証紙収入。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、3目教育費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、6目土木費国庫補助金。

10番。

●谷口委員 臨時地方道整備交付金なんですけど、これの減額の理由は何なんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

臨時地方道整備交付金でございますけれども、平成19年度は若竹町通りの歩道の整備をやったものでございます。それに対するものでございまして、今年度からは床潭末広間道路整備事業に対する交付金でございます。事業費が若竹町通りの19年度あった事業費とそれから20年度の床潭末広間道路整備事業の事業費が違っているものですから、その分の減額となったものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 歳出のほうで質疑すればいいのかもしれませんが、道路を考えていくと床潭末広間の道路のほうが大変な工事ではないのかなというふうに思うんですが、これはまだ相当長く続く事業なんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

床潭末広間道路整備事業につきましては、今おおむね5年間で整備をするといった予定を立てております。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

7目消防費国庫補助金、8目教育費国庫補助金、9目山間地振興事業国庫補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、2目民生費委託金、4目土木費委託金、ございませんか。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

10番。

●谷口委員 社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金って、これは何をやるものなんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

道の負担金の中でここで計上しております保険基盤安定負担金ではありますが、国民健康保険税の法定軽減分、いわゆる7割、5割、2割の軽減に対しましてその4分の3を北海道が負担をする。残りの4分の1は町が負担をするという仕組みの中で、この分を最終的には一般会計から国保特別会計に繰入金に計上して繰り入れをするという流れになっておりまして、今申し上げました法定軽減分の4分の3の分をここで計上しているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今度、後期高齢者の事業が始まりますよね。そうすると、国保の対象者の減

がありますよね。それとはこれは関係ないんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 被保険者の減に伴います減とは別のものでありまして、もともと当該年度の保険税の見込まれる法定軽減分に対する負担割合4分の3ということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ですから、被保険者が減るわけですよね、後期高齢者に移るわけですから。そうすると、移られた人は軽減の対象者ではなかったと。逆に、今入っている人、あるいは今年度から新たに加入される方のほうがその対象としては大きいというふうになるわけですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

後期高齢者に移行される方々につきましても国民健康保険制度と同様の法定の軽減がございまして。後期高齢者は後期高齢者の保険料の算定において軽減が幾らになって、同様の仕組みで国あるいは町が負担をするというのは、後期のほうでは後期で別にございます。今回、委員おっしゃっていらっしゃるのは19年度との対比の中でふえているじゃないかというお話だと思うんですが、先ほど町税のところでも税財政課長のほうから所得の状況のお話があったと思いますが、私どもも税財政課で持っている課税情報の中で推計される国民健康保険税に対する課税の状況はどうなるんだろうということを基本に算定をしていただいておりますので、トータルとして昨年度より法定軽減に係る分がふえてくるだろうという推計の中で20年度当初の中で算定をして予算を出させていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2目衛生費道負担金。

2項道補助金、1目総務費道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金、6目土木費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、3目衛生費委託金、4目農林水産業費委託金、5目商工費委託金、6目土木費委託金、ございませんか。

14番。

●竹田委員 6目のところ、住宅費委託金、3節の建築主事確認事務委託金というところがあるんですけども、2009年10月1日から基準法が施行されるということで、今建築確認のほうもいろいろ変わってくるような情勢が伝わってきているんですけども、今一般住宅の4号確認が指示をいただいて厚岸町の建設課でもって確認申請の審査をしていただいていると。その中で非常にわざわざ釧路支庁まで行かなくなったということで非常に事務的な部分で助かっているものがあるんですね。それが2009年10月1日以降に確認申請の4号確認が地方でできなくなってくるというような情報が紙面で流れてきました。その上をもって何とか厚岸町のほうでその4号確認ができなくなるということが起きれば大変に困るものが出てくると思うので、もしそういう方向性が見えてきた形というか、もしできるような形が起き得るという確認ができた時点で何とかそれを厚岸町で4号確認程度のものはできるように要請をしてほしいなというふうに思うんですけども、その辺とらえていますかね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今ご質問者がおっしゃられたことは限定特定行政庁の確認業務を町が建築基準法に基づいて一般の住宅の確認業務をやっているということに対してだと思えます。

2009年の今質問者が言いました確認の事務が町ではできなくなるといったような情報等まだそういう的確な情報等はまだ入っておりませんので、そういったものの情報等入り次第精査をしながら、私どももこういった国業務、支庁へわざわざ建築屋さんが支庁まで行かなくてもできるということでこういった体制を整えてやっているものでございますから、当然そういったようなものは支庁なりのそういう情報が入り次第訴えて話をしていきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 国の形でもってその4号確認ができなくなってしまうという部分はあって、4号確認ですから小さな、例えば10平米以上の工事も今度すべて支庁に行かなければならなくなる。そういった交通の便は別に問題ないんですけども、一々その確認ができなくなると厚岸町に申請を出して消防署に行って検査を受けて消防署から厚岸の建設課の役場に帰ってきて、それから支庁に行って支庁で精査をすると。それが今度4号確認ができなくなってくると、今までは21日間の中でやりなさいよという法律があった。それが今度は60日とか、そういう長い期間を経て確認申請の中身を精査しなさいと、日にちが今度拡大されるわけですよ。そうすると、もっと困る事態になってしまうんですよ。

ですから、その近場にあって、近場でどのくらい日にちがかかりますか、いつごろ工事できますかと尋ねられるそういう場所がなくなってしまうということは非常に建築屋としては大変だ。それよりも家を建てたい、家を直そう、リフォームしたいというお客

さんに非常に長い間待ってもらわなければならないという、そういう事態が始まってきます。こういう情報というのは国から発令されて、厚岸町のこの建設課とかそういうきちっとした公の流れというのは、どっちかという民間とかそういう新聞報道よりもちょっとおくれがちの部分があるということは確かにあると思うんです。ですから、そういう情報を機敏にアンテナを張って聞いてみるなり、そういう情報を早目にキャッチしてほしいなということに努めてほしいんですよ。よろしくお願いします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 建築確認の業務でございます。19年6月20日には一度法改正、建築基準法の法改正がされて、その辺はご承知だというふうには思います。次のそういった情報等は早目にキャッチしまして、もしそういったことがあれば皆さんに周知していかねばなりませんし、それに対応に図っていかねばならないというふうに考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。
13番。

●室崎委員 次のページになりますが、貸家料、きのこ生産住宅でもって257万円計上されています。これは、このたび条例が変更されてキノコ生産者以外の人でも一定の条件の中で、キノコ生産住宅を借りて入居することができるようになりましたですね。それで、そのときの説明ではたしか3棟空き家になっているというような話でしたんですが、3戸のほうがいいのか、とにかく空き家になっているというふうに言われていたんですが、これがこの中ではどういう見込みで計上になっているか、内容についてお聞かせいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

キノコ生産者住宅の貸家料でございますけれども、この新年度予算につきましては現在前回の条例改正の折にもお話をしました10戸のうち3戸今あいています。この新年度予算を組むときには、今もう1戸出る予定のところがございます、実質的には新年度を過ぎますと4戸空きが出るといった状態になることがあるものですから、ここでの予算計上につきましては4戸減になった6戸の今現在の入居者としての料金を積み上げて計算をしております。

したがいまして、この間先般条例改定しまして一般入居者の方もこれから入居できる形にはなりません。そうしたときのその分まではこの予算の中ではまだ見込んではいないといったものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。予算計上としては不確実なものは入れられないからということだと思っております。

それで、ここから先は、多少不確実な話を入れながらお聞きするわけですが、今回のこの条例改正の背景といいますか、それはどうなんでしょうか、地元ではいわゆるそういう家の要望が強いと、そういうことで空き家のまま置いておいてキノコ生産者の入居がなかなかままならないし、その空き家は1年でもいいから利用させてくれという声も強いということで、こういう制度にしたのか、それともそうじゃなくて、空き家そのままいつまでたっても埋まらないから条例改正して埋まる可能性をもっと広げようやということで改正したのか、今の予算計上の話だけではどっちかがよくわからないんですよ。この点についてお聞かせをいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

キノコの生産者住宅でございますけれども、今あいているところが地域からの要望がそこにあいているので入りたいと、そういったような地域からの強い要望があるのかといいますと、そういった要望自体はございません。これらの空き家の対策につきましては以前から議会等でも何とかしなければならないといったこともございまして、私もそのままにしておくわけにはいかないので、今回条例改正をして今あいているところを広く一般の方にも入れるようにした形で対策をとっていこう、空き家対策をとっていこうとしたものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 条例の論議の中でも出ておりましたが、キノコ生産住宅があいていて埋まらないからキノコ生産者以外の人でも入れるようにして埋めようという発想だけ、もちろんそれだけではないんだろうけれども、それは非常に後ろ向きの発想である。大事なのは、きのこ生産者住宅が足りないぐらいどんどん厚岸町でもってキノコ生産に就業する人がふえてくれることのような施策をどう展開するかということのほうはずっと大事じゃないかという議論が出ておまして、まさに私もこれは正論だと思うわけです。

ただ、現実として今あいて、そのせっかくつくったものが使われないで、また建物というのは空き家にしておくとかえって傷みますから、そういう意味でもどなたか利用してくれる人がいるのであれば、当座利用することで現実対応をしていこうと、これもよくわかります。

それで、あの地域では厚岸町では、地球に対する月みたいの一つの非常にまとまったぽんと離れた地域でもあるわけですね。したがって、その地域、その上尾幌という地域の人の中から要望がない住宅について、例えば湾月町の奥の人がぽんに行ってあそこのところを借りようという可能性は非常に少ないわけですよ。そういう中で、今地域の要望もないし、それからまたいろいろキノコ生産者住宅という前提を取り崩すわけにはいかないの、キノコ生産者がこれを要望したときにはそちらが優先になるから1年間で出てもらいますよというような、借りる側にとっては大変不安定な要件もつけなければならない、条件をつけなければならないという中で、借り手がこの後出てくるのかなという不安は非常に感じるわけです、聞いていて。その点、担当者としてはどのように考えていらっしゃいますか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

確かに今回こういった空き家対策をとった中で、本当にあいているところが埋まってくるのかということは私も非常に、本当に埋まるかといったら非常に不安に感じているところではございます。しかしながら、今このままにしておいて住宅が老朽化していく、それからあいたままにして料金も入ってこないというだけでは議会の中でもご指摘も受けていた点でございます。

まずはこういったことをやってみて、入居者が埋まるか埋まらないか、一番なのは先ほどおっしゃいましたとおり、キノコ政策、これを充実を図ったことによりましてキノコの生産者が入ってくれば一番ありがたい話なんですけれども、なかなかそうもいかないといったことで今回こういった改正をしたものでございますので、やはり先はどうなるのか、まず募集をかけてみて埋まるか埋まらないかといったところを見なければちよっとわからないといった状態でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ここでやるべきことじゃないから、このあたりでやめます。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 目利子及び配当金。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。

10番。

●谷口委員 石材売払代が前年度の6割ちょっとぐらいの予算になっていますけれども、これについて説明してください。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

石材売払代でございますけれども、これは平成19年度11月末現在の実績額、これを基本といたしまして予算を計上させていただいたものでございます。石材売り払いとしましては4業者、4件のところからの契約の中で徴収をしているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 厚岸町が売り払い可能な石材の今後の見通しというか、今後まだどのぐらい、無尽蔵といたしますか、そうではないわけでしょう。厚岸町が売り払い金、どのぐらいまだ見通しとしてはあるわけですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

町の敷地のところの部分でございます、どれぐらいまだ石材として売れる部分があるのか、見込みがあるのかといったものは数字的なものとしては体積的なものはちょっと出してございませんので、今のところそれはつかんでいないということでございますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 いや、聞き方が悪かった、申しわけないです。

この公共事業の減だとか、そういうものも当然これに影響していますよね、当然。それと採掘の条件だとか、そういうものも含めて採算が合わないような、石が幾らあっても採算合わなければやっぱり採掘しないと思うんですよね。そうすると、今回こういうふうになってきている主な要因は公共事業の減だけなのか、それとも石をとるのにふさわしいような環境でなくなっているのか、その辺はどういうふうに見ているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

これは石材の販売している方からのお話を聞きますと、やっぱり公共工事が減少していると、こういった石を使うのが減少していると、それがもろにあらわれてきて減になってきているというもので、そういうふう聞いております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この厚岸町の売り払いについては公共事業の減だけというふう理解していいんですか。

それともう一つお伺いしたいんですが、総務常任委員会で所管事務調査を行いましたけれども、ある採石場では非常に切り立った採掘の仕方をしていましたよね、そういうことに対する指導は厚岸町は全然関与しないものなのか、あるいはその指導監督する立場にあるのかなのか、それも含めてご答弁をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 石材の売払代の減でございますけれども、これは公共事業の削減によるもので減となっているものでございます。

（発言する者あり）

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 2点目の採石場の関係の採取許可関係、指導業務等については当然行政としてのきちっとした指導するのは釧路支庁という形になりますが、町としてもそれらに対する申請事務関係、それから一部指導関係、もし問題あったときの連絡体制とかは厚岸町の商工雇用推進係になっているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、切り立った採掘の仕方なんですよね、あったんですよ。それで、そういうときの説明では、もうここは終わるからというような話をされていましたがけれども、やはり終わるといってもやっぱり最後まで安全を十分に確保した上で事業を進めていただかなければ困ると思うんですよね。もしそういう中で労災事故が発生した場合の責任だとか指導監督の責めもあると思うんです。そういうものをきちんと把握しながら実態調査もしていかなければ困ると思うんですよね。我が厚岸町はただ売ればいいんだということではなくて、厚岸町民だってあそこで働いているわけですよ。そうすれば、それに対するやっぱり安全な職場環境をつくっていくということも非常に大事なことではないのかなというふうに思うんですけれども、その点についてどういうふうに考えているか、お伺いをします。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 当然採石場そのものは事業、6年だったと思いますけれども、採石法の許可を更新していく場合もあるし、箇所によって終わる場所についてはのりの勾配であるとか、それから植栽をしなければいけないとか、そういう形が当然指導の中に入ってきております。当然そういうことが義務づけられておりますので、そういうことをきちっとやるように指導をしていなければいけないし、そういう現場等についても私どもの立場の中でも一応現地確認しながら指導していかなければならな

いと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） ほかはありませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 進みます。

2目生産物売払収入。

13番。

- 室崎委員 今回の餌料藻類売払代として605万2,000円計上されていますが、去年は当初予算では480万2,000円、それで補正で恐らくほぼ最終のところでは約20何万でしたね、そのぐらい出ていました。それで、そのときにお聞きしたことは、いわゆる経常利益というようなことになったら非常に複雑な計算も必要だろうから、単純なところで粗利どの程度なんだということをお聞きしたら、それについて答弁がなかった。

それで、改めてまた新年度で同じことを聞くわけですが、まず、まだ今年度か、19年度の中で880万円程度の売り上げが出た中では実際経費はどの程度かかっているのか。それから、今回605万2,000円というふうに見ているときにはどの程度見込んでいるのか、それについてお聞かせいただきたい。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 補正予算でご指摘をいただきました粗利の関係であります。

平成19年度は見込みとして880万8,000円を見込んでございます。それで、この餌料については15リットル、それから10リットル、それから5リットル、3種類の販売でございまして、一番総販売数のうち80%を占めてございます15リットルの2万3,000円の販売価格についての粗利についてご説明をさせていただきたいと思います。

販売単価2万3,100円のうち販売用の餌料に係る直接経費につきましては電気料金、それから水道料金、消耗品、これは容器代、それから栄養液、炭酸ガスほかであります。これについて直接経費が7,110円でございます。したがって、経費率は30.7%となります。これらについては粗利が69.3%が町の収入に入るということでございます。

なお、この収入につきましては当然センターの大事な収入減でございますので、かきセンターの生産経費のほうに回るということであります。

この880万8,000円の粗利で69.3%に置きかえますと536万4,000円が粗利の収入になるということでございます。

それから、今回605万2,000円の収入を餌料藻類売払代で見込んでございますが、それらの粗利については360万円ほどになるということでございます。

以上です。

- 委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今の話、ちょっとおかしいですよ。一例を挙げてその中でもって直接経費を出して残りが粗利でございます。これを全体に置きかえますと言っているんですよ。置きかえて計算するんですか。これ全体、全部で計算しているんじゃないですか。

それから、今回だってこの予算計上をして605万2,000円というのを出しているのであれば、そのときに何がどの程度売れてこうだからこうなってこういうふうになりますというものがあるんじゃないですか。その場でもって電卓たたいて、そして出してこなければならぬんですか。

そもそもと余り言いたくないんだけど、餌料藻類の売払代なんていう、売り払いということをやりますから、かきセンターでいわば一つの事業をやりますよ。そしたらそれに経費がどの程度かかって、これを売ってお金をいただくんだから、それでこれだけかかる、残がこれだけになって実質収入がこれだけと、私は遠慮して経常経費までという大変だろうからと言っているんだけど、本当は経常経費まで出ていなければならないでしょう。そういうものが何か一例を取り上げて計算してみて、ああ何%になったと、そうすると全体で幾ら売れたからこれを掛けてみたら幾らですというような形でしか出ないんですか。これはおかしいですよ。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時44分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） すみません、少しお時間をいただければと思います。申しわけございません。

●委員長（音喜多委員） 13番委員、よろしいですか。

●室崎委員 だから、どういうふうに進めるかは委員長のほうから言ってください。

●委員長（音喜多委員） 歳出の項で再度お聞きしますので、それまでに歳入の今の質疑を含めて資料としてきちっと出していただくと。

（「ちょっと休憩してください」との声あり）

●委員長（音喜多委員） 休憩。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ご質疑にお答えできるような資料を用意させていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番さん、よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ進みます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、2目減債基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金、6目環境保全基金繰入金、ございませんか。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、ございませんか。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目加算金、3目過料。

2項預金利子、1目町預金利子、ございませんか。

3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入、5目地域総合整備資金貸付金収入、6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、4目土木費受託事業収入。

6項雑入、1目滞納処分費、2目過年度収入、3目雑入、ございませんか。

10番。

●谷口委員 自動販売機の設置電気料というのがありますよね。これは電気料だけなんですか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 役場庁舎に置いてある例でお答えしたいと思います。ほかの部分についても大体形態は同じような形になってございます。

一応雑入という形で電気料相当分というような形で納入をいただいている。役場の飲

料水の自動販売機につきましては売り上げの20%相当分、これを歳入として受け取っている、電気料相当分として入れている、そのような契約の中で行っているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 電気料の20%相当額という今説明で、いや、売り上げの20%相当額というような説明でしたけれども、この自動販売機を設置することによって自動販売機を入れる電気というのはどういうふうになるのか、そういうものというのは計算したことはあるんですか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 売り上げに対する幾らですから、幾ら売れるかによって、それとその実質の電気料との差異というのは出てくるとは思いますけれども、私どものほうの試算の中では実際にかかっている電気料といいたいまいしょうか、よりは相当上回っている形での雑入が、雑入というより歳入が見込めているという状況になってございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、こういう施設にこうやって自動販売機を設置していますよね。それで、この設置する目的なんですよ。職員のある意味厚生のための施設として見るのか、ただ町に行って買ってくるのは大変だから置いているのか。ですから、これが利益を上げなければならないものなのか、それとも職員の厚生施設として物事を考えたらいいか、その辺はどういうふうに考えればいいんですか。町なかの道路ふちにあるのとはやっぱり設置目的は違うと思うんですが。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

自動販売機、置いている施設、用途によっては若干考え方が違ってくると思いますが、役場庁舎に置いている自動販売機につきましては、今委員さんおっしゃられるように一つには職員の福利厚生のための目的、それから役場に訪れた方、利用者のためのサービスの提供、そういうような二つの観点からこれを設置、占用許可、設置について許可をいたしまして、収益を上げるというような目的ではございません。ただし、当然置くことによって電気料の費用がかかるわけでございますので、それに相当する部分として、これは契約ですけれども、今言いましたような売り上げの何%というような形での経費負担をいただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） それでは進みます。

22款町債、1項町債、3目衛生債、4目農林水産業債。
11番。

●大野委員 ここで町営牧場管理施設整備事業債過疎債で2,500万円計上していると思うんですけども、中身を教えてください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

町営牧場管理施設整備事業債ということでの起債が過疎債でございますけれども、町営牧場施設の管理牛舎A棟、B棟、2棟の整備に対しての裏、要するに補助金の裏に対して過疎債を充当して事業を執行するというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 今年度やる事業ですよ。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今年度改修を行うということでございます。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

6目土木債、7目消防債、8目教育債、10目臨時財政対策債、ございませんか。

以上で歳入を終わります。

午前中はこれで終わらせて、午後から歳出に入ります。

委員会を休憩します。

午後からの再開は13時、午後1時から行います。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

51ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、ございませんか。

55ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

13番。

●室崎委員 委員長ちょっと、全般にわたる感じになるものですからここでお聞きしたいのでお許しをいただきたいんですが、何かというようなものではなくて、窓口といいま

すか町民に対応する職員の問題なんですけど、個々具体的には何件かあるんですけども、そういう具体的な話をしても余り意味がないと思いますので申し上げるんですけど、特に何ていいますか、社会的に弱い立場になった人、あるいは町にお願いに来る人、そういうような立場で窓口というか対応することがありますよね。そういうときは物すごくその担当者は神経を使わなければならないと思うんです。何気なく言った言葉が相手の胸をぐさっと刺してしまうようなことというのはよくありがちなんですよね。

だから、例えばもし町のほうをお願いするよなときだったら言っても何ともないことが、相手方が町にお願いに来ているときに同じような対応をとってしまうと、これは物すごく相手を傷つけるというようなことは十分あり得ると思うんです。

それで、例えば福祉関係の窓口であるとか、あるいは税金の納税の相談であるとか、あるいは先ほどもちょっと出たけれども、町営住宅のようなものをお願いをしたいということで来るとか、そういうところは特に気をつけなければならないと思います。

それで、一つ一つの事例に関しては、私がそこにいたわけじゃないし、言ったの言わないのと水かけ論をやったってしょうがないような話ではあるんですけども、やっぱりちょこちょこ耳にするんです。それで、その中で感情的な問題をちょっと置きまして分析していきますと、一つはそこで聞かなくてもいいような踏み込んだ内容を言わせてしまったり、例えばこれとこれとこれに関してはこの後あなたの審査があるので、そのときにお聞きしますと言えば済むことを、そこで具体的にこれは何なんですか、それも周りに人がいるよなところで聞いてしまったり、あるいは今回のこれにはそこまで聞かなくても判断できたはずのことを踏み込んでしまったりというような要素も相当に、そういう来たお客さんと言っていいのか知らん、どうかわからんのだけれども、来た町民の方のほうは何であんな扱いをおれが受けなければならないんだという式の印象を持たせてしまったところに出てくることがあるんですよね。

それで、各課においてはやはりそういうことについてはそれぞれに気をつけていると思うんですが、まずそのあたりについてはどのような対応、あるいはこうしなければならないというものを日常行っているか、お聞きしたい。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

いわゆる職員として町民への対応という部分、これは非常に大事なことでございまして、これらの扱いにつきましては、やはり非常に注意しなければならない、おっしゃるとおりの事情があるわけございまして、その辺につきましては、全体といたしましては課長会議等の場を利用してのいわゆるお客様対応のあり方の基本的なこと、それから個々につきましてはそれぞれの個々の業務の中でのいろいろな対応の仕方というものが出てくるかと思えますけれども、基本的にはそういった部分について十分注意しながら対応をする、適切な対応をするというようなことは全体として取り組もうという意思確認といいたいでしょうか、そういうような部分ではとり進めてきてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 当然そういうことについて認識をされて、それぞれに行っているんであろうと思いますし、私もそういう意識のもとに進めているのはちらちら垣間見ておりますので、それは納得しております。

その上でちょっと提案的に申し上げるんですが、今私具体的な話は一切いたしません。具体的なことを言ってしまうとまたうまくないようなものもあるでしょうから、ただ先ほども言ったように、ここではこれだけのことは聞かなければならないけれども、これ以上のことを聞いてはならないとか、あるいはやめたほうがいいのかというようなものは、それぞれの課というよりは係ですよ、そこであると思うんです。

だから、例えば何かの申請があったときに、あなたについては後日こういう問題については審査がありますけれども、それは今はお聞きしませんとか、そんな言い方があると思うんです。あるいはやり方についても、それはもう全部一つずつ違いますから、今ここでそんなもの一つ一つ挙げていられないけれども、例えばこういう人のときには周りには聞こえないように話をしなければいけないとか、そういう一つ一つの、それをマニュアルとっては変な話なんですけれども、一つには全体的に町職員として来たお客さんに対してはこういうように取り扱いましょ、取り扱いましょという言い方もちょっとよろしくないのかな、応対しましょ、あるいはこういう点では向こう側の言うことは至らないところがあるだろうから、それはこちらから補ってやりましょという、いわば心構え、精神論、それはもう当然あると思うんです。それと同時にもう一つは具体的なそれぞれの職務の中でこういうふうにしななければならないというものがあると思うんです。

その両方がなくてまるでいじわるするように本人がやってしまうような人がいたら、これは論外ですよ。そんな話は今言っているわけじゃないですからね。そのあたりをもう少し技術的なものと言っていいのかわからんのだけれども、いわば親切に應對しましょ式の心構えに対しては技術的なものですね。そういうものについても、大きさにいうと研修ということになるんだろうけれども、そこまで行かなくてもそれぞれのところでどうすべきかということは一遍洗い直してみる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 総務課長。

- 総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

基本は先ほど申しましたように、対町民に対しまして、町民だけじゃなくて来られた方に対していかに適切な対応をしていくかということが大事な部分で、そのためのいろいろな技術的な部分だとか、その業務によっていろいろあるということは十分ご理解いただいておりますし、手法としても今おっしゃられたようないわゆるマニュアル化を図るような意味での取り組み方等々もあると思いますけれども、いずれにいたしましても、目的はいわゆる住民に適切な対応をしていくためにどうあるべきかということでございますので、手法についてはいろいろあろうかと思っております。研究をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 資料をお願いして提出いただいたんですが、管内市町村施設燃料単価状況調査書というのが提出されておりますけれども、今回提出されたそれぞれの燃料価格なんですけど、これを見て私ある意味どうしてこうなるのか、その意味がわからないんですけども、例えばこのガソリンが厚岸町は160円、釧路市が152円25銭と、釧路町も同じ、ところが厚岸町より遠い浜中町が158円というふうになっていますよね。そして標茶町が152円、弟子屈町156円、鶴居村が160円、そして白糠町が158円ということになっているんですけども、どうして厚岸町がこういうふうにガソリンが他の町に比べて高いのか、その原因はどういうふうに押さえているのかなど。原因はどうしてこういうふうになるのかと。

それと、私が調べたところでは、白糠町は地域によってもう少し違うんですよね。白糠の町のほうに行くと151円で庶路地区はもっと安いんですよ。そういうことを考えていくと、厚岸町の他のものもほとんどそうですよね。若干A重油が厚岸町が弟子屈や標茶町その他より、浜中町より安いという程度で、あとはほとんどのものが厚岸町がある意味、灯油は高いところに大体皆さん並んでいますから比較するようなものではないと思うんですけども、どうしてこの厚岸町がこういう高い値段にとまってしまっているのか。その辺について、その原因は何だというふうに考えていますか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたしますが、町の決めている燃料の単価、この中でもガソリン代は確かにこの管内の中でも一番高い値段というような結果となっております。その要因としてなぜこのような単価になっているかということですが、端的にいきますと厚岸町内のこの業者の仕入れの値段が非常にまちまちではあるんでしょうけれども、総体的に仕入れの値段が高いということがそもそもの要因となっているというふうに私ども見てございます。

以上でございます。

それから、すみません。白糠町は違うということですが、これは3月7日に電話にて聞き取りした値段でございまして、町の各白糠町の中で役場で使っている油の購入単価ということ聞いていたものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、これは厚岸町の今回の単価なんですけど、これは市街地の単価なんですか。それとも例えば郡部へ行くと農協あるいは他の油を扱っている店がありますよね。そういうところの価格は同じなんですか。それともそれもこの中に含まれているんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この単価につきましては釧路地方石油業協同組合厚岸支部の中で決められて契約している単価でございます、その中には農協さんは入っておりませんので単価は違うと、町としてはこの釧路地方石油業協同組合厚岸支部と契約をして入れているというものでございます。農協さんは入っておりません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それじゃ農協は幾らで入れているんですか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時14分休憩

午後 1 時31分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 時間をとらせて申しわけございません。

今提出いたしました、ここに提出いたしました表、これ以外にもほかにはないのかと行ったことございまして、これ以外、これは町の中で契約している単価として決めていったものでございますけれども、このほかに病院が別に契約しているものがございまして。それから菌床センター、それから片無去集会所、それから市街地以外の学校が別な契約をして単価を決めているというものでございます。

それで、中には菌床センター、それから片無去集会所については農協のほうから、農協と契約をして燃料を入れているというふうになってございます。

申しわけございません。それから、その入れている単価でございますけれども、まず病院につきましてはガソリンが税込みで155.4円、それから灯油94.5円。

（発言する者あり）

●建設課長（佐藤課長） 失礼しました。病院につきましてはガソリンと灯油を別契約していると、それ以外は町の契約でそのまま使っているということですから、まずガソリンが155.4円、灯油94.5円というふうになっております。

それから、菌床センターでございますけれども、ガソリンが160.65円、灯油が98.7円、それから片無去集会所、これが灯油99.75円、学校については教育委員会のほうからご説明いたします。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 学校のほうで町の分とは別に農協のほうから入れている部分ですけれども、4校、上尾幌、尾幌、太田、それから片無去というところで灯油を農協から入れてございますけれども、単価につきましてはこの町で定めている単価のままで購入しております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 これ病院だけ突出して低い価格なんですけど、これは春に決めたということなんですけど、それとも最近の価格なんですけど。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 現在の価格です。たまたま病院の場合は従来農協さんと契約をしていた経過がございます。町の契約とは別にこの2品目については行っていたということでありまして、今入れている単価でございます。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、率直に厚岸町のガソリン価格についてはどのように見ますか。各町村と比較してみたり、あるいは農協の納入価格、こういうものと比較してもちょっと菌床センターの場合は高いか、高いけれども、病院の納入価格、何か高いところにだんだん合わせていっているのかなとも思うんですけども、これについてはどういう他町との関係を見て思いますか。是正の方向に行けないものなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

このガソリン、確かに管内の状況を見ても厚岸町が一番高いという結果になっているのは、私もこの契約する段階でも調べながら契約しておりますので、それは承知した中で契約しているものでございます。この契約をするときには、当然ここの釧路地方石油業協同組合厚岸支部とガソリンが高騰したときに協議をした中で単価を決めていくんですけども、私どももその決めの段階においては管内のこの町村の値段を聞き取りで全部調べまして、うちがどうしても高目になっているということで、もっと値段が下がらないのか、そういったことは訴えた中で抑えたりしていることではやっておるんですけども、どうしてももうこれ以上は下げられないという組合のほうからの話となりまして、ぎりぎりの線で決めているというところではございます。

これは以前ですけれども、平成15年当時におきましては、今こういった組合と同じような方法をとって契約をしていたという実態があったわけでございますけれども、16年度から1度この指名競争入札、業者を集めて指名競争入札といったものをやっていった経過がございます。そのときのこの入札の結果といたしましては、余りに値段が下がったという状態ではなくて、逆に町の単価が道内でも1番、2番という非常に高くなってしまっている。競争させているんですけれども、平均的に値段が上がってしまったという結果がございました。

そこで、かなり町の財政厳しい状況もあったということもございます。幾ら入札の結果といえども、この著しく高い値段で購入するのも何とか歯どめをかけなければならないというふうに考えまして、これは釧路地方の石油業協同組合厚岸支部とまた再度協議をいたしまして、平成17年度からにつきましては、釧路市の管工事単価、釧路市とその組合とで決めている単価がございます。その単価に輸送コストを2円プラスして、その値段でまず統一を図っていかうということで一度、17年度から決めていったわけでございます。

しかしながら、19年度に入りましてから、質問者もご承知のとおり原油高騰が非常に上がってきたということになりまして、だけれども、釧路市のほうでは逆に競争激化が続いていて値段が下がっていると、そういった状態から厚岸町の油を入れている業者も今の値段ではもう卸していくことはできないといった申し出がございまして、何とか今の状態じゃなくてももう少し値段を上げていける方法はないのかということで要望が入ったわけでございます。もうこれ以上入れられないという。そこで、私も管内の単価を調べまして、その中でこの組合のほうが言われてきた値段、それから管内の値段、それを調べた中で、もともとちょっと高い値段で来られても何とかその場で抑えてくれるということで下げてもらったりしてご協力をいただきまして今の値段となっているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 原油高騰の問題は、石油まで投機の対象になってしまっているというようなことが大きな高騰の要因のようにも言われておりますけれども、元売が値上げをしているということは皆さん承知のことですよね。どの地域に行っても今油が上がっているということはみんなわかっていることなんです。

ただ、私が不思議に思うのは、大体釧路から北見管内を含めて、釧路から油というのは運んでいるんですよ。札幌から来るわけではないんですよ、普通は。すべてが釧路からタンクローリーでそれぞれの店に運ばれていくわけですよ。そうしたときに、何で厚岸町のガソリンだけが高くなってしまうのかということなんです。そういう問題を業者の人たちも非常に苦勞をしているというのはわかります。だけれども、そうすれば何で厚岸町の業者だけが高いガソリンを仕入れておらなければならないのかということだと思っておりますよ。

そのからくりはどうなっているのか、やっぱりきちんとしていかなければならないのではないのかというふうに思うんですよ。そんな地域の業者をいじめるような石油卸が

行われているというのであれば、それを正していかなければならないと思うんです。そして私たちの貴重な税金がこれに使われているわけでしょう。何で厚岸町の住民だけが、所得が多いわけでもないのに高い燃料代を使わなければならないのかということだと思っ
うんですよ。そういうことに対して、その根源もはっきりさせていかないとだめではないのかと、ただ業者に安くせい安くせいだけではだめだと思っ
うんですよ。厚岸町の業者がどうしてそういう高いガソリンを仕入れしなければならないか、そういうことになっているのか、それを調べていかないと厚岸の町民だけが
高いガソリンを買うことになるんですよ。

今どこの町へ行っても1リットル149円ですとか155円ですとか、そういうふう
に書いてあるんですよ。厚岸町のスタンドはどこも書いていないですよ。何年か前には厚岸町で2番目にサービスのよい店なんていう看板もありましたけれども、その看板も今ない
んですよ。だからやっぱりそれは行政もそういう問題に対してきちんと問題を正してい
かないと、何か元売のほうの言うがままになっているのではやっぱりまずいんではない
のかなというふうに思っ
うんですよ。業者を守っていくこともやっぱりきちんと考えながら、それで町民の暮らしも守っていくということでない
と行政がきちんと機能していないということになっていくんではないのかなというふうに思っ
うんですが、いかがでしょう
か。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

市場価格、ガソリン並びに灯油等については厚岸町は管内的には高いというお話であります。その原因がどこにあるのか、当然市場調査の中で把握しなければならない。ただし、業界に対して安くせよとか云々という問題については指導できる立場にございませ
ん。

そういう中で、なぜ高いのかという市場調査の中で認識を新たにしながら今後の行政の中で生かしていきたい、そういうふう
に考えますのでご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今町長おっしゃっていただきましたけれども、その方向でできるだけきちんとした調査をして、次期の定例会には一定の方向を示していただきたいなというふう
にお願いをいたしたいと思っ
ますが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 我々はやはり市場、自由競争社会の中において価格が高い安いの問題に対しまして行政が云々ということについてはいかがなものか。

（「いやいや、そういうことを言っているんじゃない」の声あり）

- 町長（若狭町長） 個々の店に対しましてですね。

しかしながら、なぜ高いのか安いのかということについてはそれなりの理由があると思いますので、お聞きをさせていただきたいということでございます。

- 委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 進みますよ。

161ページまでいいですか、2目簡易郵便局費、3目職員厚生費。
10番。

- 谷口委員 職員のこの福利厚生にかかわって、職員の厚生施設というか連合体みたいな
のがありますよね、町村職員の共済会だとか、そういうところでいろいろな事業をした
りしていますよね。それで、例えば最近道庁で弘済会というか、そういうところがただ
で会社に又貸ししてお金を取っていたというようなことがありましたよね。報道されて
いますよね。

それで、厚岸町の役場の中ではそういう施設はないと思うんですけども、そういう
ところに職員の福利厚生のための上部団体みたいなのがあって、そういうところの監査
だとかそういうことに対してはきちんと行うようなことになっているのかどうなのか、
その辺はどうなんですか。以前にポールスターのことも若干何かあったような気がする
んですけども、その辺はどうなんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 総務課長。

- 総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

福利厚生施設につきましては、おっしゃるように北海道市町村の共済組合がございま
して、そちらのほうの中で福利厚生施設、札幌ですと代表的なのはポールスター札幌、
あるいは定山溪にあります保養施設ゆらら、温泉施設ですけれども、そういったものが
ございます。

そちらのほうへの関与でございますけれども、共済組合の中でその運営に当たるため
の代表、職員の中のかなりの職員の中の代表、これを互選によりまして管内から送り込
んで、そちらのほうで運営関係の審議に当たるという形になってございます。

ちなみに、現在はたしか標茶町の職員が釧路管内市町村の代表として選出されてお
りまして、その任に当たっているというふうにちょっと今記憶してございますけれども、
そのような形での関与ということは現在進められているという状況でございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員　そういう職員の福利厚生の共済組合というか、そういうものを否定するわけでもないし、そういうものをきちんと運営していただきたいと思うわけだよね。ところが、そういう仕事に携わっているところでいろいろな問題を引き起こすということになると、せっかくの福利厚生組織、あるいは施設等の運営に当たっている者がまじめにやっても、何か不届きなことをした人がいるためにすべてが悪い方向に見られてしまうというようなことになっては困ると思うんだよね。盛んに最近は3人並んで頭を下げるというのがはやっているんですけども、そういうことにはならないような対応もやっぱりきちんとしていかなければならないと思うんですよ。

その辺でやはりきちんとその対応をしていただくようなことを、日常的に行うような仕組みになっているのかどうなのかということなんです。

●委員長（音喜多委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　職員全体といたしましうか、職員の掛け金、当然事業主の関係もごございますけれども、そういった中で組織されている組織でございまして、それはやはり職員の福利厚生という大きな目的のためにつくられている組織でございまして。やはりそういった組織の中で適正な運営をしてもらわなければならないというのは、これはもう当然のこととございまして、そういった中では我々はそういう適切な運営をしていただくというようなことに大きな期待を持っておりますし、そのように進めておるといふようないわゆる組織からの報告、定時的な報告、こういったものも受けているわけでございます。

先ほど言いましたように、運営そのものの決定だとかそういった部分につきましては管内を代表する職員が行きまして、そういった議決の中で進めておりますし、そのほかにも年に1度の担当課長会議の場において、そのいわゆる運営状況、こういったものについては報告が必ずされます。収支の状況からどういったような活動をしているのかという部分の詳細についての報告も受けてございます。そういった場を介しまして、その運営の中身という部分については理解しておりますし、そこで適切なものがされているかどうかという議論等々においても、その場を活用しながら情報交換をしているというのが実態でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員）　ほかございせんか。

（な　し）

●委員長（音喜多委員）　4目情報化推進費、5目交通安全防犯費。
13番。

●室崎委員　この前ちょっとある町に用事があって行ったら非常に懐かしい景色を見まして、厚岸町も昔はこうだったなと思ったんですね。除雪が終わった後、道路の両側に雪山ができていますよね。それを住民の人が出てきては崩してはぼんぼん道路に投げている

る。厚岸町ではもうなくなったけれども、懐かしい景色を見たなというふうに思って帰ってきたら、このところ天気がよくなってきて、それでやっぱり日当たりの悪いところなんかでは半分氷になったような雪の山をせっせと崩して、そして日の当たっている温かくなっているアスファルトを利用して雪を解かそうとしている景色がちらちら見えるんですよ。

それで、一時期随分厚岸町でも除雪が終わったらそれというんでどンドン、それこそ極端に言うと道路に投げるような、投げ込むようなことがあって、議会でもこれはよくないよという話になって、それで担当者の皆さんが防災行政無線を使ったりあるいは個別にいろいろ指導してほとんど今はなくなっていたんですが、このところ、今年は雪も少なかったせいもあって、そういうものは一度もなかったと思うんですけども、またちらほら出てきているので、どうかその点は、今は日中解けるからいいんだということになるんだと思うんですけども、夕方ぐっと温度が下がってきますと、逆にいわゆるブラックアイスバーンというんですか、そういうようなものをつくって非常に恐ろしいものも見えますので、どうかこの点の指導をよろしくお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 答えいたします。

除雪に対する問題でございます。確かに質問者がおっしゃったとおり以前から道路に雪を投げると、そういう方が結構ございまして、防災無線等、そういったことで周知させていただいてお願いしている状況でございます。

最近はなくなったということも今言われましたけれども、やはりまだやられている方もおありまして、そうしたときにはなるべくこういうことをしないようにという中で注意をしたり、また防災無線、それから広報等でお知らせをしてくれているような状態でございます。こういったことはまた常にお願ひしながら周知して対応してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 よろしくお願ひします。道路交通法上の問題にもなってきますから、よろしくお願ひします。

それで、道路交通法の話にちょっと入るんですが、今年の6月19日までに新道路交通法というか、改正道路交通法が施行されることになっておりますよね。

それで、今回非常にマスコミにも大きく取り上げられているのが自転車の走行に関してなんです。これは前に私何回か議会で取り上げたんですけども、ぺいぺい議員がそんなこと言っても歯牙にもかけられなかったというのが私の印象でありました。しかし、今回は法律がきちんと明記されましたし教則も変わります。自転車に対しては相当きちんとした指導がされなければならないというふうになりました。これは委員長、申しわけないんですが、ちょっと教育委員会にも絡みますので、その点はお許しいただ

きたい。

それで、今度は指導する人は大変だと思いますよ。今までは車道を走らないで歩道を走りなさいと、これはルールを守ろうと言いながらルールを無視した指導をしていたわけですよね。ところが今回は、軽自動車ですから車道を走るのが原則ですということ正面から言わざるを得なくなった。そうすると、聞いているほうは何なのという話にもなるかと思いますが、そこを越えて指導しなければならないということで大変だと思いますが、この自転車のいわゆる交通ルールの厳格化、これについては町ではどういうふうに押さえていますか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 交通安全の町の窓口としまして、ただいまのご質問にお答えをしたいと思いますが、おっしゃるように6月19日までに道路交通法の改正の施行令が出されるということでありまして、今お話がありました普通自転車の通行の規制そのものも変わってくるということでありまして、委員のほうから何年か前に質問したときというお話もございましたが、そのときの議会での審議の内容あるいは答弁の内容なんかも含めて、何が変わってくるのかというところの内容について、私ども事前にいろいろ確認をさせていただきました。

変わろうとしておりますのは委員おっしゃられましたように、自転車といえども車両でありますから、日本の交通法規上、車両は左側通行というのが大原則でありまして、歩道のあるところを通行する場合には、これは今までもそうであります、歩行者と自転車が通行可能という標識がある場合に、ここは通行してもいいですよというものがございます。それから、完全に自転車しか通れない規制がされている、あるいは歩行者しか通れない規制がされているという通行区分につきましては、その指示に従わなければいけない。したがって、歩行者専用という施設については自転車の乗り入れができないということでありまして。

今いろいろお話しされましたが、6月19日から変わろうとしておりますのは幼児・児童などという表現であります、歩道を自転車で通行することができるようになるということでありまして。では幼児・児童等と言われる方々がどの辺になるのかと、このことについてはまだ施行令が出されていないという中でこれですという警察からのお話はいただいておりますが、事前の情報としましては小学校就学時までが児童という規定になるようでありまして。それから「など」の部分につきましては、いわゆる高齢者である方とか身体に障害がある方も含めてその範囲に入ってくるのではないかとということもございます。

そうしますと、心配いただいております例えば中学生の自転車通学について、どういう規制区分になるのよということが出てまいります。私どもも教育委員会の担当のほうと事前に情報交換する中で、学校あるいは家庭に対して道路交通法が変わるということについて、きちんと周知をしていかなければ大変なことになるだろうということがあります。それから、私どもが警察と協力をしながら、学校で行います交通安全教室における指導も、これまで以上に歩道の規制の問題、それから新しい法律に基づいて今後どう

あるべきかということについて、わかりやすくやっぱり利用する子供たちに指導していかねばいけないという立場でございますので、従来の交通安全の指導のあり方に加えて学校や家庭における周知・指導というものも考えなければいけないなというふうに思っているところであります。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今回の大きな変わりようは、法文が変わったんじゃないけれどもと今課長いみじくもおっしゃったけれども、今まで法文とそれから運用が全然あっちこっちだったんですね。それは、自転車はむしろ現場では歩道を走りなさいと、車道を走っていてお巡りさんに会うと歩道に上げられるというぐらいに自転車は歩道を走りなさいと言わんばかりの、実際に言っていたんです、というような指導が行われていました。私もその点についての軽車両としての問題点は議会で指摘したんだけど、答弁なさる方もそれからどこまではっきり言ったかはちょっと覚えていないけれども、要するに警察がそういう指導しているのに、そうだと今言ったってどうにもならんでしょうというような話で終わったんですね。

ところがそのときにも私非常に疑問に思ったのは、もし事故があった場合、歩道を走りなさいと法規違反の指導をしていた町に責任がはね返ってこないのかということについても、あの当時疑問を提示しておいたんです。それが、今回の場合には、歩行者の保護ということをきちんと考えながらならば、こういう範囲の人についてはいいですよというような言い方になってきましたので、その点はまだ少し指導するほうとしては楽になったのかなという気はいたします。

それで、今まさに通学の話が出てきたんですが、そうしますと自転車が車道を走ったときに恐ろしいと危険を感じるという場所は幾つか考えられる。まず一番見えるのが、この俗に真竜三宮寺というお寺のあるあそこの国道ですよ。あそこの左側を自転車で走行するということになりまして非常に危険な、自動車に対して今度自転車は弱いですからね、そういう意味では危険な感じがしますよね。そういうところをどうするのか。

それから、指導する側としては小学生までの子供、それからお年寄りに関してもどうなんでしょう、全部の歩道、町内どこもかしこも歩道はあなたたちなら走っていいですよという言い方ができるのかどうか。すなわち、この道路に関しては小学校も高学年にならないとたしか自転車乗り回せないんだと思うんだけど、そういうふうになったいわゆる能力のあるところまで来たら、こことここは非常に歩道を走らないと自転車が弱者として危ないから走っていいけれども、こことここは遠慮しなさいというような危険度の区分けというようなことも考えていかなければならないんじゃないかというふうに思うんですよ。

それからもう一つ、走っていいというのはどんどんお通りなさいではないんですね、今回のこの規定は。これは警察の交通関係の課長さんかな、ちょっと話をこの前機会があってしたら、ふらついて倒れない程度にゆっくり走ってほしいというんですよ。だから、自転車として安全に走れる最低限のスピードで走ってもらわなければ困ると、その

歩行者に対しての問題があるから。そういうふうにはっきり言っているんです。だから、そのあたり誤解されて、私は公道を走る有資格者だからどんどん走っていいんだというふうに思われてはこれは大変なんですね、今回の法律では。このあたりの運用上をどういうふうにやっていくのか、こういういろいろな課題が出てくると思うんですが、そういう点、まず一般全体を指導する所管の部署と、それからいわゆる児童・生徒を指導する所管とあると思いますが、そういうところではどういうふうにお考えになっているのか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

今おっしゃられますように、改正後のいわゆる自転車利用に係る幼児・児童等から除外されるケースの中に、市街地から真竜中学校に通学をする真竜中学校の生徒たちの自転車通学路、現状おっしゃられているように神社の下からお寺の前を通過して、あの歩道を利用されている方も結構見られます。そういう意味で、私どももそこに関心を持ちながら一般論として車道の左側を通過するのが危険だから見直そうじゃないかということではなくて、安全指導体系として、ちょっと警察の判断ももらうべきだと。その上で家庭や学校に対する指導というものを教室等の取り組みを通じてやるべきではないかということで警察にも投げかけております。現実には、6月以降、あそこを通過してはいけないんですかということ。あくまでも左側、車道の左側、いわゆる釧路に向かって走ると右側の路側帯になるんでありますが、そこを通らなければいけないのかとなりますと、勢い安全上浜通りのほうを利用させるということも徹底しなければいけないだろうと、そんなことをいろいろなことを想定しながら今投げかけているところで、警察のほうに投げかけているところであります。

委員おっしゃられるように、危険度の問題からいきますと歩行者が一番保護されるべき立場でありますし、自動車から見ますと自転車利用者が保護されるべきであるというのが、どうしてもこれは間違いのないことでありまして、綿密に法律を解釈、解説書なんかを見てきますと歩道を通ってもいいんですよと言いながら、現実的な解釈をしますと危険だと思ったときだけ歩道を通っていいことかと解答集には出てまいります。そうすると、本人の判断で車道を通過することが危ないから常時歩行者と自転車が通れる歩道を小学生だから通っていいのかとなると、一概にそういう解釈もできない。だれが見ても危ないなと思ったときに歩道を通ってもいいんですよというのが表向きの法律の解釈のようでありますから、そういう解釈でいくのか、いやそうではないと、車道の左側を走ることが厚岸の地区の特性として危ない状態ですよということになれば、歩行者に対する安全の配慮というものをきちんと指導して、それこそ言われるように歩行者に近づいたときには徐行をする、あるいは自転車をおりるとかということも含めてきちとした指導が必要ではないのかなというふうに思っておりますので、その辺は公安とつながっております警察署の担当のほうとも連携をとりながら対応していく必要があるのではないかというふうに思っているところであります。

余り時間ありませんけれども、厚岸町としてどうしたらいいんだろうと路頭に迷う

ということではなくて、地域の警察と連携をしながら家庭、学校だけじゃ進まない問題でありますし、歩行者に怪我をさせたとなると加害者という立場にもなってまいりますので、その辺のこともきちんと周知をしながら、場合によっては家族を対象にした損害保険というものも必要ではないか。そういう対応が、じゃ自転車を購入する自転車屋さんで手続をするのか、一般的な保険屋さんで対応するのかと、どのぐらいでその保険が利用できるんだということも含めてやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っているところでありまして、今後とも学校の指導につきましては教育委員会のほうとも連携をさせていただきながら、家庭の問題は家庭にお配りするいろいろな情報の中にも織り込みながら進めていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私のほうからは学校の部分の対応についてお答え申し上げます。

おおむね先ほど町民課長が言った内容でありますし、町民課とも協議する中で今法改正に当たっての検討をしております。私どもも警察に伺わせていただいております。いろいろな疑問点その他、実は聞いてまいりましたが、先ほど町民課長が申したとおり、まだまだ私どもがどう指導したらいいんだというような部分が出てこない部分があります。施行令の問題もございましょうし、まだまだ警察署自体に末端にまでどういうふうな指導をするのかということがおきていないというようなこともございますので、実はそのようなことでうやむやになっている部分、それから町民課長が言いましたように、これから短時間の中で指導方法を定めていかなければならないということでございます。

基本的に申し上げますと、まずは私ども第一に考えるのはやっぱり児童・生徒の通学に対する交通安全、生命の安全を第一に考えたいというふうに思っております。ただ、それにしてもおっしゃるとおり自転車が起こす歩行者に対する事故、この辺についても当然考えていかなければならないと。そうしますと、指導の中ではやっぱりその両面を考える中で一番ベストな対応をしていく必要があるんだろうというふうに思っております。そのためには、やっぱりその状況状況、質問者がおっしゃるとおりに危険度の区別というものも、やはりその学校学校、通学路の場所場所によって考えていく必要があるんだろうというふうに考えてございますし、その点についてはこれから新入学を迎えるまでに学校とも相談する中でチェックしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、これは前から指導してきてございますが、歩道を走る場合の指導、やはり第一に歩道を走るからにはその責任が出る、歩行者に対する責任があるんだというところをやはり徹底して指導していく必要があるだろうというふうに考えております。その方法としては、先ほどからも出ていましたように、スピードの問題、それから何よりやっぱり危険と思われたらおけるといことが原則だということで指導してまいりたい。

ちょっとはっきりした答えになりませんが、もう少し警察とも詰める中で、短い期間の中で方針を決めてから学校を通じて児童・生徒に周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 6目行政管理費、7目文書広報費。
10番。

●谷口委員 町勢要覧作成委託料なんですけど、昨年350万円ですよ。そして、今年度また409万5,000円というふうに、これは改訂してきているんですか、それとも増刷というか、その辺はどうですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

本年度予算の409万5,000円につきましては、平成19年度に債務負担行為を組ませていただきまして予算措置されているところでございます、平成19年度の350万円につきましては減額補正をさせていただいているところでございます。

●谷口委員 そうしたら、これは改訂するんですか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

町勢要覧を新しくつくるといってございまして、一応つくる予算化しまして、さらに作成に向けてずっと検討をかけていったところ、町勢要覧のあり方も少しでも町民のために利用価値のあるものにしていこうということで、内容の検討をしまして内容を少し厚みのあるものにしていこうというような方向性が出ました。そういう形の中で、予算額についてもアップした形、それから期間についてもやはり必要だということで債務負担を組んでいただきまして、今年度その債務負担行為によりまして事業を進めていっているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この町勢要覧は、そうすると町民向けのものなんですか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 町民には厚岸町を十分理解していただくという部分もありますし、それから外部から来た人には厚岸町を紹介する、この2つの目的を持っているとい

うふうに思っておりますし、その方向に向けて作成をしていきたいと、このように考えています。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 以前に町の仕事を知っていただくということで町民ハンドブックという名前だったかちょっと忘れたんですけれども、前には北海道が道民便利帳だとか、そういうものをつくっていましたよね。道のほうはもうやめてしまっていますけれども、厚岸町のいろいろなそういう町がやっている仕事、あるいは手続はどうするのか、そういうことをわかりやすくしたものを町民に配布したことがあるんですけれども、いつの間にかやめてしまってそれきりになっているんですけれども、そういうものも加味したものでしょうか、どうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 町勢要覧につきましては、主たるものという部分につきましては、厚岸町のこのいわゆる風土、気候、こういったものを厚岸町民が、まず自分の住んでいる厚岸町というのはどういうものなんだというようなものを知っていただく、十分に認識していただくというような部分、これが一つにはテーマとして持っております。町勢要覧のテーマの中にはそういった部分もテーマの中で作成をしていきたいと、このように考えておきまして、いわゆる行政の中で、以前につくったというのはガイドブックといいましょうか、どここの課ではどういったような仕事をしていますよというような部分のものかと思えますけれども、そういったたぐいのもではなくて、要するにふるさと厚岸町を十分認識していただくという部分がございます、町民向けで。

もちろん外部の人間には厚岸町をそういうことで知っていただくというような目的があるわけございまして、単なるいわゆるこういう仕事の中身といいましょうか、ガイドブック的な部分のものは加味していない、ちょっと離れているものとして作成を考えております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 その部分はきっと広報あつけしで担っているという考えなのかなというふうに思いますけれども、あと各課でさまざまなカレンダーをつくってみたり、いろいろな企画をされていますけれども、そういうものを行っているんですけれども、1冊あれば大体わかりますよというようなものもやっぱりつくっておく必要があるのではないのかなというふうに思うんですよね。町勢要覧がどういうふうに活用されるかということがありますけれども、やはり町民の方々が真にわかるような内容にしてほしいし、厚岸町のホームページを見て各課の仕事がこうこうですよということを書いているから、それはどうなっていくのかなということを見ていったらその後がどうなるかわからないというのが、あのホームページの内容のような気がするんですよ、私が見る範囲ではね。そ

れ以上のことが書かれているのかもしれないけれども、そこにたどり着けない私が悪いのか、どう見てもそれ以上のことを知ることができないというような状況ですよね。そうであれば、やはりそれぞれの家庭に、町民の皆さんに地方行政の内容をきちんと知っていただく、そういう冊子を配布することも大事ではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 以前にガイドブックという形の中で役場の仕事の中身がわかるようなものを配らせていただいております。今でもそれを使っていらっしゃる方もいらっしゃるというふうに伺っておりますし、もう既にどこに行ってもいいのかわからないという方もあるだろうと、これだけ年数もたっているというようなこともございます。

ただ、どういったものがいいのかという、従来型のものがいいのか、あるいは別なことで補えないのかという部分も含めて心がけていきたいというふうに考えますので、その辺については検討をさせていただきたいというふうに存じます。

●委員長（音喜多委員） ほかはございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

8目財政管理費。

10番。

●谷口委員 共通物品の購入がありますよね。これは前年より少なくなっている、その内容について教えてください。

それから、再生コピー用紙のことなんですけれども、みんな信じて使っていたら全然そうでなかったということが明らかになったんですけれども、その後、これについて厚岸町はどのように対応しているのか。

それから、76ページに地方公営企業等金融機構130万円、これは何をやるための機構なんですか。そして、何のために出資するのか、お尋ねをいたします。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、共同物品調達の中で98万円の件でございます。まず消耗品でございますが、共同購入物品ということで、庁内で一般的に使われる事務用品の購入が消耗品として15万円、それから印刷製本費として封筒、それから編さん、背表紙の印刷として83万円の計上で、昨年より10万円の減となっているところでございます。

それから、再生紙についてでございます。再生紙がバージンパルプ等であるという報

道がされて、その後直ちにその再生紙を購入する業者に問い合わせをいたしました。そうした問い合わせをしたところ、当町が発注している再生紙につきましては契約どおりのものであるということを確認しております。

それから、地方公営企業等金融機構でございます。提案理由のほうでも若干簡単な説明をさせていただきましたが、従来といたしますか、これまでは地方公営企業金融公庫という名称で組織があったところでございます。この地方公営企業金融公庫につきましては、自治体が例えば主に手がける下水道ですとか病院、いわゆる公営企業、公営事業に対する融資をしていた団体というか組織でございます。

この組織が本年10月1日に改組されまして、ここに書かれている地方公営企業等金融機構に移行するということとなりまして、これに対してこの組織を立ち上げるに際しまして、日本全国の自治体すべての団体から出資金を募って組織するということが決まったところでございます。そして、その出資金の割合でございますけれども、それぞれの地方公共団体における標準財政規模、それから既に借入金を起こしている借入残高に対して出資金が計算されまして、当町の場合、それらの計算式に基づいて計算しますと130万円の出資金となるというところでございます。10月1日から新機構として現在借入れを起こしているすべての、まだ現在地方公営企業金融公庫の残高につきましてはすべてこの機構に移行されることとなるところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この調達については昨年度と量的なものは同じなんですか、それとも、これによって若干10万円ぐらい少ないのか、その分減るということなんでしょうか。

それから、再生紙の問題ですけれども、これは何%の再生紙を使っていて、それは購入価格等も変更はないということなのか、それについてもう一度ご答弁をお願いいたします。

それから、この金融公庫はそうすると、これはなくなるということなんですか。それで、そうするとこの金融公庫が今まで行ってきた資産だとかそういうものはどういうふうになるんでしょうか。そういうものは公庫から機構にかわることによってさらに出資をしなければならないという、その意味は何なのか、それについてご説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、共同購入の10万円の減についてでございますが、本年当初予算におきまして10万円の減額でございますが、大幅に封筒等の印刷を減らしているというところではございません。毎年度印刷等をしておりますところの残余等もございまして、それらを加味しての計上としたところでございます。

それから、再生紙でございますが、これは100%の再生紙でございまして、白度についてはちょっと記憶がありませんが、再生紙につきましては100%で、価格等については当

初契約のとおり変わりはありません。

それから、機構についてでございますが、現地方公営企業金融公庫につきましては10月1日、ですから9月30日で改組されてなくなるということになります。それから、現段階で借り入れ済みのものにつきましてはすべてこの機構が引き受け、なおかつ現在の地方公営企業金融公庫と同等の取り扱いで継承するということになってございます。

それから、なぜ出資金であるかということでございますが、地方公営企業金融公庫につきましては、そもそもこの金融公庫につきましては政府100%出資の機関でございますが、これが機構へ移る段階におきまして、この制度のほうからその設立に伴う出資等々を開始されるということから、その新しい機構を組織するために新たな出資が必要だということによる出資金を、全国それぞれの地方公共団体から出資金を募るということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） じゃ、次進みます。

（「9番」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 8目ですか。
9番。

●菊池委員 ここでちょっとお聞きしたいと思います。

町は日ごろ行政運営と財政運営にご苦労なさっておられまして、財政運営については財政基盤の構築及び安定化ということで各種基金の効果的活用をうたっておりますが、このたび平成20年度の予算をつくるに当たりまして、73億700万円のうち繰入金、財政調整基金ほか数点の基金を取り崩して財源不足を補っておりますけれども、基金の残高を教えてくださいたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

昨日議決いただきました補正予算後の19年度末現在高におきましては、財政調整基金3億8,056万7,000円、減債基金3億663万5,000円、地域づくり推進基金1億4,605万1,000円、環境保全基金1,765万円、この4基金で8億5,090万3,000円となるところでございます。

委員ご指摘のとおり、本年度予算額で財政調整基金3億5,000万円の取り崩し、減債基金2億円の取り崩し、地域づくり推進基金7,280万円の取り崩し、環境保全基金440万円の取り崩し、計6億2,720万円の取り崩しでございます。

それから同時に、本年度財政調整基金、減債基金、地域づくり推進基金、各10万円の積み立て、それから環境保全基金に500万円の積み立てで計530万円の積み立てでございます。それぞれ差し引きいたしますと、20年度末現在高見込み額は2億2,900万3,000円となるところでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 非常にご苦勞なさっている様子がうかがえます。もう20年度の残で2億2,900万円ということでございますけれども、今後の財政運営、町長も非常に厳しいと思えますけれども、今後とも地方交付税などの確保と有利な地方債の選択、十分気をつけながらやっていただきたいと思います。町長の見解をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

大変厳しい行財政の中にありまして、厚岸町といたしましても健全財政運営しながら地域の発展、町民の幸せを講じていかなければならないと、その責務の重さを常々感じているところでございます。

今ご指摘がございましたとおり、また先ほど地方交付税との問題等の議論がありましたけれども、極めて今日の事情であります、やはり私どもといたしましては健全財政を維持しながら安定した安心できるまちづくりを推進していきたいと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 私のほうは共通物品の調達なんですけれども、庁用物品、消耗品や印刷製本費、当然ここにあるような98万円で年間間に合うというものじゃない。それは各事業、補助事業とかの事務費なりのそちらのほうに入っているというのが事実だとは、それは私も承知しています。

ただ、それじゃ行政として1年間どのくらい必要なのか、どのくらいのものを使っているのかというのは逆に言ってしまうと全然見えなくなっている。そういった中で、どこに共通物品用として幾ら振り向けているのかというものがわかるようなものというのは出すことが可能なんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ちょっと時間をください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、財政管理費における98万円のみでは到底庁舎内全部の物品は確保できるところではございません。したがって、各事業の事務費をそれぞれそれに見合った経費をもって支出をし調達しているところでございます。

現在、当初段階においてそれぞれの補助事務費の振り分けはしてございます。ただし、それは現段階においての振り分けでございまして、当然年中の決算でどうなるかはわかりません。ただ、その現段階における事業の事業名、そのうちの事務費が幾ら等々についての数字は一応のものは用意できるところでございますが、そういう内容でよければお示しできるところでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 今後どのくらいの時間がかかるのかというのがちょっとわからないんですけれども、大分時間がかかるのかどうなのかといったところですね。できるだけ各事業というのはこれからもまだあれですけれども、早目に出していただければと思います。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 本日中には出せると思いますが、休憩があるとすれば休憩中にちょっと精査をして、できるだけ本日中に示せるようにしたいと思います。できない場合はちょっとご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 すみません、ちょっとあれですね。私のほうもどこにどれだけ入っていて、それが問題だとかというふうなものとは思っていないんですよ。要は庁舎全体で全体の使用量というものが把握したいということなものですから、ほかの方々がもし急いで欲しいといえども、できた段階で出していただければと思いますので。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） それでは、そのようにしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

●委員長（音喜多委員） 次に進みます。

9目会計管理費、10目企画費、11目財産管理費、12目車両管理費。

2 項徴税費、1 目賦課納税費。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、ございませんか。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、2 目道知事・道議会議員選挙費、4 目町議会議員選挙費、6 目参議院議員選挙費、7 目農業委員会委員選挙費、ございませんか。8 目海区漁業調整委員会委員選挙費。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

6 項監査委員費、1 目監査委員費、ございませんか。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

10 番。

●谷口委員 旧奔渡保育所はここでいいんですか。今のこの費目で。

(発言する者あり)

●委員長 (音喜多委員) 福祉施設費。

●谷口委員 何ページを見るのか。そこだけ、もし違うんだったら違うと言ってくれば。

(「117」の声あり)

●谷口委員 117のほうかい。

(「そこまでは行っていない」の声あり)

●谷口委員 みんなめいめいに言われて、私どこで質疑していいのか。

●委員長 (音喜多委員) 10番さん、何の科目か。わからないのか。

●谷口委員 私が聞いたのは、社会福祉総務費に今入ったんだけど、ここで旧奔渡保育所のことを聞きたいので、それはどこで質疑するのかということ。

(発言する者あり)

●委員長 (音喜多委員) そっちはどこがいいのか。

(発言する者あり)

●委員長 (音喜多委員) 98ページのその他福祉施設費。

●谷口委員 それがあったから僕は聞いたんだけど、それでいいのかなと思って。い

いんですね、じゃ。そのぐらい旧奔渡保育所というのはだんだん影が薄くなってしまっ
て、担当する部署がどこなのかなというくらいちょっと不安になってしまうんですが、
現在これは奔渡保育所は何をする機能を持った施設として町は管理されているか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 奔渡保育所につきましては遊休施設の有効活用ということで、
奔渡地区の自治会の会議や寄り合いの場として既に活用されております。今年19年度に
つきましても、トイレの工事等の改修を行って、より老人の方々、自治会の方々に使い
やすいよう整備を図ったところではありますが、昨年来この活用についてはいろいろ協議
をしておりまして、昨年の議会でもそういった施設活用の議論がなされているところで
ございますが、一つには地域活動支援センターであるポテトハウス等々の事業拡大等を
図る中で、町が施設の利活用を含める中で自治会のそういった寄り合いや自治会の会議
の場所とあわせた福祉施設としての活用を進めたいと考えておりますが、自治会のほう
は今までどおり問題はございませんが、地域活動支援センターにつきましては利用者等
の増加というのがなかなか今見込めない状況にありまして、今後養護学校等の卒業生含
めて、その活動支援センターでの利用の促進を含める中で、あの施設での一体的な老人
福祉施設あるいはそういった障害者向けの地域活動支援センターをあわせたそういった
活動の場に検討していきたいなということで協議を進めてはおりますが、今前段で申し
上げましたとおり地域活動支援センターの運営自体が、利用者の増加がまだ見込まれな
いという状況にあるものですから、相談はしてございますけれども、昨年も3度か4度
協議はしてございますが、きちっとした新たな展開を図れないでいるという状況でござい
ます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この地域の自治会というか、あるいはお年寄りの方々の利用に
ついてはある程度、今軌道に乗りつつあるというふうに考えていいのでしょうか。

それから、地域の障害者の方々の活動センターというか、これについては今利用者の
増が見込めないというようなことでありますけれども、これもきっと一定のハードルが
あって、そこを越えることが今できないでいるというふうに私は聞いたんですけれども、
そういうことでいいのでしょうか。それがもし一定のところをクリアすれば、そういう
ところで使うことが可能になっていくというふうに考えていいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 地域の自治会での利用につきましては、以前から自治会の方々
が使われておりますし、今回もそういった自治会の方々の要望を踏まえた中でトイレの
改修を行ったという形ですので、その利用の仕方については今後も変わらないという内
容でございます。

2点目の地域活動支援センターのハードルの部分でございますけれども、一定の事業所意向というのはありますけれども、事業所というハードルがありますけれども、そういったことではなくて安定した運営といいますか、利用者の方々の増加がまだ見込まれないと、登録では7人、平均通所が5人程度という形ですので、いろいろ協議させてもらっている中では新たな展開というのは今すぐには考えていないと、むしろこの20年度から21年度にかけて協議をさせてもらいながら、それと同時に子育て支援の部分も今いろいろ言われてきていますので、もっと全体的な施設利用が図れないかというものも踏まえて、そうなりますと施設の改修というのが当然伴いますので、障害者施設を含めた改修費の有効な資金の活用ができるかどうか、そういったものも見定めながら今すぐにはできませんけれども、将来的にこの20年、21年で検討していかなければならないんだという、そういう段階にあるという状況であります。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 大体わかりましたけれども、それで結果的には大体方向性としてはそういう方向に向かうようにしていきたいということだと思います。それで、これについては当該地域、お年寄りの方々が使う、そっちは大体固まったのかなというふうに考えますけれども、その条例みたいなのをきちんと定めなくてもいいんでしょうか。そういうものがなく今遊休施設だということを利用してということではどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 今後の利用に当たっての条例等の整備ということですが、補助金の処分の施設というものがありますので、目的に合った施設の利用の変更というんですか、そういうのが可能であれば条例の設置を行って、例えば老人福祉施設とかそういった方向であれば一定の枠はありますが可能であろうという答えはいただきました。その場合は、きちんとした条例の設置が必要ではないかなと担当のほうでは考えております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 何も、その条例だとかそういうものに基づかないで使用に供しているわけでしょう。そういうことをずっと続けていっていいのかということなんですよ。ですから、何かあったときにはやはり行政の責任が問われるわけですよ。ですから、そういうものをきちんと、きちんとというかある程度のものを示しておかなければ困るんじゃないのかなというふうに思うんです。余りがちがちなものでもまた困るんでしょうけれども、その辺はどういうふうに町民としては考えておけばいいのか、その辺ちょっと教えてくださいますか。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） やはりこの施設ということで考えれば、きちっとした条例等を定めて、特にそこで使用料・手数料なんていうことが発生して町に納めていただくということになれば、これはもう地方自治法できちっとそれを条例で定めなさいというふうになっていますから、条例で定めなければならぬものだというふうに認識をしておりますが、今要するに奔渡保育所、それから尾幌の保育所、これらについては本来の目的で利用をずっと継続できればよかったものが、それぞれの事情があって休止という手をとらせていただいているという状況で、ただそれをそのまま眠らせてバリケードを張ってだれにも利用させないでただただ朽ちるのを待つというのもちょっと無策ではないかということで、今のままで利用可能なものであれば地域の方々に利用していただくということが結局、住民福祉の向上になるだろうという判断のもとで来ておりますけれども、きちっとしたその方向性がもう少し見定まった段階で、その条例等の規定整備というものを考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（音喜多委員） では休憩します。再開は3時30分いたします。

午後3時02分休憩

午後3時30分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

1目社会福祉総務費でいせんか。

14番。

●竹田委員 戦没者追悼式というのがあるんですけども、この戦没者追悼式というのは、まず消耗品ってあるんですけども、この内容を聞きたいのと、あとこの戦没者追悼式、いつごろから始められたのかと、そのやっている意味というんですか、それらについてちょっとお聞きしたいんですけども。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後3時31分休憩

午後3時33分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 戦没者追悼式の関係の消耗品費関係ですが、行事を挙げるに

当たりまして祭壇用の菊を祭壇に飾りつけを行っておりますが、これに23万円、その菊を挿すオアシスパックと言われるものですが、これに2万580円、あと献花用の菊、これを140本ほど用意しますが、これに3万2,200円、ほか式辞用のペン、あるいは案内状の封筒、それらが合わさりまして29万5,000円ということになってございます。

そして目的でございますが、厚岸町の関係戦没者に対し全町民がこぞって追悼の誠をささげ平和の誓いを新たにするという、そういう目的を持って行われております。

なお、いつのころからやっているかということにつきましては、ちょっと時間をいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

- 竹田委員 戦没者に対しての一つの大きな供養というのが目的になっているというふうにとらえるわけですけれども、44万円計上されているんですけれども、この44万円が果たして戦没者の追悼式、供養に当たって高くつくのか安くつくのかという、それを議論するしないというのは当然出てくると思うんですけれども、私としては供養ということが前提なのであれば、毎年毎年その44万円をかけてやる必要はないんでないかと。目的がはっきりしていますよね、全町民がこぞって平和に願いを求めていくと。

聞くところによると、この追悼式の中に平和を求めていくということであれば、例えば小学生とか中学生がその場所において、その当時の戦没者に対してどのような形で亡くなっていったのか、そういう歴史を踏まえて次に未来のある子供に平和を考えていただきたいということのテーマがそこにあればいいのかなとは思いますが、子供たちの参加というのはない。そこに子供たちがいないということであれば、未来に向かって全町民が平和を求めていくという考え方からは外れていくのではないかと、そこが一番大事なことじゃないかと思うんです。

だから、それであればこの44万円という経費を下げた別の形でやる方法があるのではないかと、いま一度考え直したほうがいいんでないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

- 福祉課長（土肥課長） 縮小の方向等の考え方がないかという点でございますが、以前はこの式典も仕出しを出す、食事を出す等のもっともっと予算をかけた式典でございましたが、町の財政難を受けながら参加者も少なくなっている、遺族関係者も少なくなっているということではかなり縮小を図って、予算的にも余り華美にならないように、その目的の範囲内で行えるような形に毎年減少していると、見直しをかけていると、随時見直しを図ってきたというところでありますので、この式典が今それほど内容からしまして費用がかかり過ぎているというふうには、私どもはまだそこまでは考えておりませんし、見直しというのは随時行いながら不用なものは予算の中で削っていくというのは今後も続けていきたいと思っておりますし、それから小学生等の参加ということでございますが、こういった方法がいいのか、あるいは休み以外の通常の日に行っている

ということもありまして、こういった範囲で小学生、中学生が参加できるかという、そういった手法も大変難しい部分もありますので、あり方等々につきましては今後検討する中で、こういった方向がいいのかを再度見直すということも行っていきたいと、このように考えます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 去年は43万5,000円、今年は5,000円上がって44万円、毎年下がっているんじゃないんですけれども、5,000円足らずなんですけれども上がっているのは事実ですよ。

祭壇の菊だけで23万円、その菊をたくさんあげれば供養になるのかならないのかという問題になってしまうんですけども、そうでなくて、その全体というか、総体的に考えてこの戦没者追悼式というのをいま一度盛り上げていくんだったらやり方を変えなければいけないし、本当に意味のあるものであれば続けていかなければならないし、その辺の考え方一つだと思うんです。本当にその戦没者追悼式をやらなければならないという意味がはっきりしているものであれば、全町民がその参加の対象枠になっていないことで、だんだん物の考え方というのが薄れていく。戦後60年もたってしまってきているので、それらの一人一人の思いというものがだんだん薄れてくる。その中で、薄れさせてはいけないということであれば、子供たちの参加とかをやっぱり考えてきちっと考えていかなければならない。それでお金のかけ方も考えていかなければならない。44万円をかけなくてもいい方向性に何とかしていかなければならないことではないかというふうに思うんです。

亡くなった方を敬うということは、日本人として、町民として当たり前です。やめてしまえという意見を言っているのではないことを理解してもらいたいんですけれども、経済的に財政難で大変だから削れと言っていることではないです、私は。この追悼式に当たっての本来の意味にきちっと乗っかって、町民にもっとどんなことをやっているのかというきちとした説明がなされる、そういうお金の使い方をしてほしいということなんですよね。いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

最少の経費で効果を上げる、これはすべての事業に対してそう言えると思います。

そういう中で、今ご質疑がございました戦没者慰霊祭についてですが、町長としては必要なものであるという認識に立っております。なぜかといいますと、戦後もう六十三、四年たちました。当時、赤紙一つなり、また国の命令によって厚岸町出身の方々が残念なことに戦死をしてしまった。その悲しみ、今日遺族の方々にとりましては口では言えない悲しみであります。そういう中で、遺族の方々もだんだん少なくなっておることもそのとおりでございます。

しかしながら、私が7回出席をさせていただき、英霊に対して弔辞をささげておるわけではありますが、あの程度の戦没者慰霊祭は必要でないかな、私そのように考えており

ます。やはり戦死をされた方々の英霊に対してご遺徳をしのび、そしてまたお互いに不戦の誓いをする絶好の機会である。さらにはまた無宗教でございます。特定の宗教に頼らない、だれでも参加できる姿で行っておるわけであります。

また、平和を希求するということは、今日の全国民すべての願いであります。そういう中で、教育の現場において不戦の誓いをし平和を望む、その教育上におけるものは大事なことであろうと思いますし、またこの戦没者慰霊祭の中で子供ともどもその機会を与えたらどうかという手法もあるかもしれませんが、戦没者慰霊祭は遺族を中心にして、その慰霊祭が行われておることも実態でございます。

そういう面で、今日の慰霊祭に対するいろいろな考え方があろうかと思いますが、私といたしましては続けてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 軽視していることはないということは申し上げたとおりです。これはやめろとか軽視しているということではないです。ただ、平和を求めていくという姿のあり方では、子供の参加というのは考えてほしい。課長が考えていきたいというような方向を言っていましたから町長はどうなのかなということが、その辺ちょっと食い違っていると思うんですけども、総体的に今後考えていってほしいという願いはあります。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 生徒の問題については、私も生徒に対してそういう教えをする、または教育現場で学ぶ、これは絶対必要なことと思います。戦争はあってはなりません。過去の歴史を見ればわかるとおりであります。そういう面において、この慰霊祭の中でそういう面については私は果たしてどうかなと思っています。というのは、遺族中心の慰霊祭を行っているということが、この主たる慰霊祭の目的でございますので、そこは不戦の誓いというものは大事であります、慰霊祭とあわせて子供も参加をして行うということも、もちろん遺族には子供もいるわけではありますが、しかしながらそういう場にするということはどういうことかなと、私は思っております。

そういう意味で、現行の姿が最も尊厳できる慰霊祭ではなかろうかなという気がいたしますので、私としては今日のような姿でやるべきことが最もよろしいのではなかろうかなという考えに立っております。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 じゃ、検討しないということですか、するということですか。要するによくとらえ方がちょっとわからないんです。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 現行のままでやりたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 課長は見直していきたいと言っていましたよね。町長は現行のままでやると。これはどちらの答弁を僕は聞いたらいいですか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 課長の答弁は、経費等も踏まえて、やはり最少の金額でそれなりの効果を上げたい、そのための見直しというように答弁をしたはずであります。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかほございせんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 目心身障害者福祉費。

13番。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、ここは心身障害者福祉費ということになっておりますのでお聞きするわけですが、障害にもいろいろな種類がありますよね。その中で特にちょっとお聞きしたいのは、視覚障害と聴覚障害、目・耳ですね、というような障害をお持ちの方に対応する町の各施設なり機関なりの対応です。

先ほど窓口対応の話をちょっとしましたけれども、どういうことかといいますと、例えば耳の非常に聞こえない方が病院で受診なさったとしたとき、どう対応するのかという話、あるいは窓口で耳の聞こえない方が来たときにどう対応するのか、あるいは目の不自由な方が今のような状況になったときに、それにはこういう形でどう対応するんだという体制が町のほうできちんとつくってあるかということです。

それで、そんな大仰でなくてもいいと思うんですよ。もちろんきちっとしたものがあれば、それは最高なんですけど、実は一つのヒントを、最初に質疑しながらこんな答えみたいなことを言ってしまって悪いんですけど、見ました。それは空港なんです。空港の受付のところで、昔子供のおもちゃにもあったんですが、磁石のついたペンでキュッキュと書くというと簡単に白い上に黒い字があらわれて、どこかでぽんとボタンを押すとすっと消えるんですね。そういうようなもののもうちょっと高度化したものだと思うんですが、そういうものが置いてあるんですね。それで簡単に筆談できるようになっている。そういうような道具一つあるだけで、やっぱり我々がわきで見ていて、ここはそ

ういうことに意を払っているんだなとイメージがすぐ浮かんだ記憶があるんですが、そういうものを含めて、この視覚障害、聴覚障害のある方に対してのどのような手当てを持っているか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 障害者の中でも、視覚障害者それから聴覚障害者、目・耳の障害者に対する一つは町の体制ということでございますが、全体的な体制のあり方というものは、これまでは十分な内容の検討というものはされてこなかったのではないかなとは考えてございます。各施設におけるそれぞれの対応が主な対応に委ねられるという状況ではあったのかなと思います。実は平成19年度から20年度にかけて視覚障害者等情報交換緊急基盤整備というものがありまして、今回は視覚障害者に対する拡大鏡を、あみかのほうに間もなく今導入されますが、この事業が19年、20年度の2カ年の事業にわたりまして今計画が持たれておりますが、当初予算においてはこういった機器が適当なのか、あるいはこういった施設にこういったものが配備されるべきなのかという十分な内容精査、あるいはそれぞれの施設に対する協議等もまだ十分行われていないという中では当初予算では盛り込むことはできませんでしたけれども、その中で今年20万円程度を予算化し拡大鏡を導入して、さらに80万円の予算の枠が残っておりまして、これが今年度使える見込みとなっていると、そういう中では、早い段階で今出ました病院であるとか、それから情報館であるとか、役場庁舎とかそういった施設に対して例えばさらに拡大鏡を置くなど、それから今質問者からも出ましたが筆談支援装置、質問者がおっしゃられたとおりでありまして、その場で書いてその場で消せるという装置があるわけですが、そういった装置ですとそれほど単価も高くないというあたりでは、各施設が数多く置けるのではないかと、そういった受け付け時にこういった申し出がされるのかということを含めて、あるいはこちらからの情報をどういうふうに伝えるのかという手段にも大いに役立つのではないかと。今はメモ、紙による筆談を行っておりますが、よりの確に早くそういうことが可能であるそういった装置の導入も、今年検討する中で導入を図りながらそういった視覚障害者あるいは聴覚障害者に対する各施設での受付態勢、そういったものを今後態勢整備を図ればなど、このように考えています。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ちょっと話が横に飛んで悪いんですが、名刺に点字を入れようという運動が昔から出ています。名刺に点字を入れてみたところで、点字を読める視覚障害者の人なんていうのはエリート中のエリートで、この町には1人しかおりません。ですから、名刺に点字を入れてみても、その点字を見て合っているとか合っていないとかいう人はほとんどいないんです、現実には。それでも名刺に点字を入れようという運動はございます。これは、自分の名刺に点字を入れていると世の中に目の不自由な人がいるということが皮膚から入ってくるんです、理屈でなくて。それで、そういう感覚になると見えてくるんです、世の中が。

私が今申し上げたいのは、例えば今拡大鏡とおっしゃったけれども、あれ拡大読書器ですね。大変ありがたい。私の知っている方が制度を利用して1割負担か何かで二十四、五万円するものを二、三万円の負担でもって手に入れることができました。それで、一人の方は涙流していました。自分が8年ぶりに新聞を読んだと。そういうような器械が現実にあるんです。それを今入れてくださるということで、私も本当に涙出るほどうれしいです。

ただ、これは厳密に言うと視力障害者の問題で、視覚障害ということになると全く見えませんので、そうなるとう度はスキャナーのようなもので音声スキャナーといって今随分進んできて、情報館でもってできたときに、これの第一号みたいな機械を入れてい入るんですよね。入れると読み上げる。今はそれが物すごく小さくなって進みました。そういうものもあります。

そういうような器具を入れていただくということも大いにあります。ただ、もっと大事なことは、特にこういう行政で大事なことは職員のお一人お一人が、そういう人が自分の近辺にいつもいるんだという意識を持っていただくことだと思うんです。

それで今もう一つお聞きしますが、例えばあみかの障害のある方に対処する係の人は恐らくそういう意識は十分あると思うんですが、そういう部署に一遍も行ったことのないような人で、目の見えない方が来たときにさっと誘導する方法について、一度でも訓練を受けたことがありますか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 町長としてお答えします。

残念なことに、そういう指導なりまた教育をした覚えはございません。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それをお願いしたいんです。

これは私の体験ばかり言って悪いんですが、今日本中のレベルでいうと随分ひとより進んできました。この前東京に行ったときに、私の友達が白杖で歩くんですが、歩きましたら東京駅の地下道を通っていただれもぶつかってきませんでした。ずっとみんななよけます。これだけ社会的に認知されてきているなと思いました。その後その友達が鉦路まで厚岸町まで遊びに来まして、鉦路の駅を歩きましたら、八重洲のその地下道よりははるかに少ない人がどどんぶつかってくるんです。歩かれないんですよ。それだけやっぱり訓練を受けていないんですね。そういうことで、こういう問題についてはやはり町の職員の方から発信をしていただきたいなど、そういうふうに思います。

それから、耳に関しても、やっぱり耳元でもって担当者が大きな声で、おじいちゃん、聞こえるかいといってやっているだけではうまくないですよ。そういう意味で、いろいろな場所でのいろいろな例を挙げたら切りも限りもありませんけれども、今町長から非常に真摯なお答えをいただきましたので、この程度でやめますけれども、どうかそういう意識のもとに、こういう人たちがいるということをも前提にして、さあどうすればい

いだろうという検討と、それから職員お一人お一人の中にその意識を持っていただくようなシステムをつくっていただきたいと真に思うわけです。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 視覚障害者の方々、これは町政にとっても大事なことであろうと、そのように私は改めて認識をさせていただきました。

今ご指摘のありましたとおり、いろいろな方が役場なりあみか、または厚岸町の出先機関にお邪魔したとき、やはり丁寧に優しく誘導できるようなシステム、スキームというのはこれは大事なことであろうと、私は今お話を承りましてこう感じたわけでありませう。今後はそういうことも踏まえた中で訓練をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ進みます。

3目心身障害者特別対策費、4目老人福祉費。

10番。

●谷口委員 福祉バスの運行委託料、これは前年より若干下がっているように思うんですけども、これについてお伺いいたします。

それから、高齢者バス助成金、乗車券助成、これについて昨年もお尋ねをいたしましたけれども、利用状況がどういうふうになっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、特別養護老人ホーム心和園整備事業の短期入居施設整備基本設計委託料、それから実施設計委託料、それぞれ予算が組まれて922万8,000円予算化されているんですけども、これについてももう少し詳しく説明をしてください。

すみません、それと心和園の入所施設のほうの設計委託料、これについてもお願いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

第1点目の福祉バス運行の部分でございます。

福祉バスの運行につきましては、社協に運行の委託をさせていただいているところでございます。その金額でございますが、昨年当初は運行委託ということで313万円、今年度新年度につきましては332万円ということで若干の増加を見ているところでございます。この部分につきましては、社協見積もり額によります予算計上ということにはなっ

ておりますけれども、担当されておりますところの職員給与費の改定というような要素でもって変更が生じている、そういう状況でございます。

それから、2点目の高齢者バス乗車券の助成事業でございます。利用状況の見込みということでございますが、基本的には19年度、20年度同じ水準というふうに考えているところでございますが、ちなみに19年度の利用状況を申し上げさせていただきますと、70歳以上の方に交付をさせていただいているところでございますが、交付を受けられた方は62%の状況でございます。そのうち利用された方はどれくらいかということで内容を分析してみますと、利用率70%程度というような見込みになっております。前年度18年度につきましては券面額が4,500円、19年度につきましては券面額4,000円、20年度についても券面額4,000円ということで考えているところでございますけれども、利用状況を見ますと18年度よりも金額的に19年度は下がっているというような状況がございまして、基本的には19年度の状況が20年度も引き継がれるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、お尋ねのございました老人ホームの整備事業、それからショートステイの整備事業の関係でございます。老人ホームの整備事業でございますけれども、町民の皆さまから長い間増床要望が出されておりましたけれども、このたび3カ年事業に登載をさせていただきまして幾つかの問題点はございます。これからハードルを乗り越えるという部分もありますけれども、基本的には今年度基本設計、実施設計を行いまして、そして来年度には着工へ持っていきたいというように考えております。現在50床でございますが、それに2つのユニットで18床を増床するという方向で進みたいということでございます。

それからもう一点、ショートステイの整備事業でございますが、これにつきましてもショートステイの利用状況、かなり高率で回転しております。その中で、現在10床でございますが、さらに10床をふやして、これも同じく3カ年に登載をさせていただきまして、来年度増床着工ということで進めたいなというふうに考えておまして、その分の基本設計、それから実施設計へと手順を踏んでまいりたい、そんなふうに考えておるところでございます。ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 福祉バスの運行委託料なんですが、これは社協のほうの担当している方はかわっているのでしょうか、同じ職員なのか、それについても伺いをいたします。

それから、高齢者バスの乗車券の乗車率、若干下がっていると。交付率はどうなんですか。交付率は前年と同じ程度なのか、利用実数でいくとふえているのか減っているのか、その辺もう少し教えていただきたいというふうに思います。

特別養護老人ホームのこの増床の問題ですけれども、2ユニットの18床ということなんですが、これは個室でいくんですか、それとも相部屋とかそれでいくのか。現在はきっと個室でいくのではないかなというふうに思うんですが、それについて説明をお願いします。ショートステイについても同じく伺いをいたします。

それで、もしこれが個室でいくということになると使用料が相当上がるのではないか

なというふうに思うんですが、その辺ではどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

1点目の福祉バスの担当者ということでございますが、年度当初対比で比較をいたしますと担当者は同じでございます。

それから、乗車券の関係でございます。19年度の交付人数で申し上げたいと思います。18年度は1,411人ございました。19年度につきましては1,407人でございます。若干減少しております。

それから、利用の実数につきましては統計上難しいものですから、それは積算をいたしておりません。ご理解いただきたいと思っております。

それから、心和園の関係でございます。増床2ユニット18床の部分でございますが、これにつきましては国からの補助金等の関係、それから増床を認めていただく点ではユニット化で個室というのが条件になりますので、そういう方向でこの部分については考えているところでございます。

それから、ショートステイにつきましては、個室にいたしますと利用料にはね返るといふ部分もございまして、利用料についてはできるだけ抑えたいというような思いもございまして、多床室でもって当初の設計を考えておりますが、その多床室の内容につきまして、例えば4人部屋なのか2人部屋なのか、そこら辺の部分についてはまだ詰めておりません。これから検討を加えまして仕様書を作成する段階で、どんなふうにしていくのかということについて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、利用料の関係でございますけれども、申しわけございません。多床室とユニット型個室の差額、これについてはシミュレーションをいたしております。最も現在利用されている方の所得段階、それから介護度等を分析いたしまして一番影響を受ける方で申し上げますと、要介護2の方で所得段階4段階あるうちの2段階に該当される方、この部分で1カ月当たり負担額が1万5,540円増加をいたしまして月額、今の介護報酬でございますが5万8,440円程度になるのかなというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 福祉バスの関係では、あそこの職員が嘱託職員になったというようなお話を聞いているんですけれども、そうすると給与体制も変わってきているのではないかなというふうに思うんですが、それは嘱託になっても同じということで、このように予算化されているのかなというふうに思うんですが、そういう理解でいいのでしょうか。

それから、高齢者のバス乗車券についてはわかりました。

特養のこの増床なんですけど、多くの方が増床を望んでいるということで、これを進めていくことは非常に多くの方が待っていたことだというふうに思うんですね。ただ、

結果できたことによって、それを負担するだけの力がお年寄りの方々にあるのか、あるいは家族の方々にそういうことを負担していただくだけの力があるのかどうかということがやっぱり問題になってくると思うんですよね。せっかく施設はつくったけれども、それが十分に利用できないということになっては私は困ると思うんですが、その辺についてはどういうふうに見込んでいるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

1点目の福祉バスの関係でございます。嘱託職員というお尋ねでございますが、そのとおりでございます。ただ、組織の中で給与改定というのがなされておまして、その反映という形ではね返りがあるというところでございますので、ご理解をいただければというふうに存じます。

それから、増床の関係でございます。高齢者の方々の負担力ということでございますけれども、確におっしゃられます部分につきましては私どもも心配をしている部分の一つではございます。既に入られておられる方々の中でユニット型のほうへの希望があるのかどうか、そういうようなことで移られる可能性のある希望者がいるかどうか、そういうような取り組みも必要になってきましようし、また募集をする段階で今度は料金が2段階というような仕組みになりますので、そこら辺についてきちんとPRをさせていただく中で選択していただくということをしっかりしめないと、後のトラブルということでの心配もございます。そういう点では、きちんと万全を期してそこら辺についてはやっていかなければならないものかなというふうに思っております。事業推進の中でいろいろな問題点、今後も考えられ、また出てくる、そういうこともあろうかと思えます。そういう部分については、その都度しっかりと内容を検討させていただきながら前に進めていければなというふうに考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） ほかいませんか。

13番。

●室崎委員 まず1点、簡単にお聞きしますが、ここに長寿祝金というのが出ていますね。それで、これは何歳以上からというのでもって飛び飛びに長寿祝金が出るという形に今なっていると思うんですが、一番高齢の方になるという100歳でしたか、99歳でしたか、白寿とかいうのになるかと思うんです。それから、100歳になられるとたしか総理大臣か何かの表彰があったようで、これは町長がいわゆる伝達をなさるんですよね、どうでしょう、違ったかな。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 長寿祝金の関係でございます。

祝金の種類は4種類に分かれております。80歳を迎えられた方に傘寿祝金、それから88

歳の方に米寿祝金、それから99歳の方に白寿祝金、それから100歳以上の方に千寿祝金ということで、80歳のときには2万円、88歳では3万円、99歳では10万円、それから100歳以上は毎年2万円というような区分になっているところでございます。現在、最高齢の方は私どもが押さえておりますところでは99歳、送ります9月の段階、8月末の段階では3人ほどが100歳に達するのかなというふうに思っているところでございます。

それで、総理大臣のお祝いの関係でございますけれども、委員おっしゃられますとおり100歳該当者の調べというのが行われまして、敬老の日の前に北海道を通じて総理大臣名のお祝い状が届きます。それにつきまして、基本的に町長、あるいは町長が不在というようなときには副町長というようなことをお届けをさせていただく、そんなようなことで運用を行っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 この長寿祝金という制度、それから今の総理大臣表彰もそうなんですが、金額の多寡ではなくて、やはり一番人間にとって幸せなのは健康で長生きすることだと思うんです。その80歳、88歳、99歳、100歳以上に生きてこられた方は、ただ漫然とのんびり100年生きていたわけじゃなくて、その中でもって非常にご苦労なさりながら、それはだれしもそうなんですけれども、そして今の日本を築いてきた、大きく言えばですね。その方にこのお歳を迎えておめでとうございませうということ町長が御手づからなさってくださいすることで、非常に喜ばれています。

それから、総理大臣のそれについても町長ないし、要するに町長の名代の副町長が伝達をなさる。非常に喜んでいらっしゃる。ただ、人間ですから、人の死亡率は100%ですから、必ずお亡くなりになるわけです、こういう方も。それで、亡くなったときに幾つの誕生を迎えられたということでお祝いをした厚岸町が町長名で弔電を出すというようなことはなさっていますか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 弔電の関係につきましては、いわゆる高齢になられた方云々ということではなく、すべての町民ひとしく亡くなられたときには町から弔意を示すという意味で弔電を送らせていただいております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 その点はどうか落ちなくお願いをしたい。

実は1件、恐らく手違いがあったんでしょうね。それで、こういう総理大臣からの表彰までを受けた方の葬儀のときに町長からの弔電がなかったんですよ。それで、家族の方は、うちのようなところにはというような言い方をしたので、それは何かの手違いでしょうということでもって、そんなことはないんだからということで私は遺族の方には説明したんですけれども、今で手違いだということがよくわかりましたので、どうか

その点はよろしくお願ひしたいわけです。

それで、次にまいります、介護相談員派遣というのが114ページに載っております。介護相談員の制度については、この前厚文の委員会で現状についていろいろお聞きいたしました。その中で、介護相談員の1年間のいろいろな事業を行った報告書というのが毎年出ているはずなんですが、このごろ見ないという話が出まして、大変お忙しい中をあみかからわざわざこの役場本庁舎までおいでいただいて説明いただいた担当課長は、非常に時間をかけて忙しくてつくれないんだという話を説明してくださいました、長い時間をかけて。

それで、やはり介護相談員の事業というのが一般の町民の方にきちんと理解されていなければ、せっかくつくったものの効果がなかなか発揮できないと、そういうふうと思うんです。今副町長、うんうんとうなずいていらっしゃるが、あなたがその部署にあったときに随分ご苦労なさってこれをつくっていますから、思いひとしおだと思うんだけれども。

それで、これは担当者がもう本当に今忙しいと、あみかは不夜城だという話もありますから、この前学校でちょっと出ておったけれども、とにかく遅くまでいろいろな仕事をなさっているのはよくわかるんだけれども、これは介護相談員の方たちが自分でつくろうというようなこともないんですか。そういうことでもって打ち合わせたこともないんですか。この報告書というものについてどういうふうにお考えなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 介護相談員の方々の報告書の発行がおくれているということにつきましてはご指摘のとおりでございまして、大変申しわけなく思っているところでございます。

これの発行につきましては、介護相談員の事務局を務めます担当係でもって取りまとめ作成するというようなことで、これまで相談員さんと事務方で協議しまして、そういう方向で行うという合意になっていたところでございます。そういう点で、事業実施後に必ず相談員さんからは報告書というものが提出をされております。それを製本といいますか、編さんをしてコンピューターに打ち込んで一定のスタイルに整え製本するという、そこの作業の部分で滞っている部分があるわけでございます。そういう点で、私どもも大変気がかりな状況の中で、何とかしたいなという話はしていたところでございますが、なかなか時間的なもので対応が遅くなっているということでございまして、その部分につきましてはいろいろな業務が錯綜しているとはいいいながら、相談員さんがせっかくそれぞれの事業所に入りまして、そして利用者さんと接触をされましていろいろお話をお聞きし、またいろいろな施設の活動状況を見せていただく中で、気のついたこと、ピックアップをしまして大きな問題になる前に施設側へお伝えをし解決を図る、そういう大変重要な役割を果たしてござっております。そういう点ではいろいろなことは理由にならないものというふうには思っておりまして、全力を挙げてきちんとしてまいりたいなというふうには思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 何年から出ていないんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 過去2年分がストップされております。17年度分だったかと思いますが、これにつきましてはあらかじめ打ち込みは終わっているんですが、製本がこれからと。それから、18年度分につきましては、枠がございまして、そこへの打ち込みを始めたばかりというふうに承知をしているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それは早く進めてください。お願いします。

それで、もう少しお聞きしますが、介護相談員という制度がうまく機能するためには、介護相談員に丸投げしていたらできないんですよ。介護相談員というのはどこまでも現場でいろいろなものを吸い上げてくる役ですね。それをきちんとやはり後ろにいるあなたたちが受けとめて、どのように改善していくか。ごく簡単に現場の職員の一つやり方を右から左に変えれば変えられるようなものもあるでしょうし、また体制まで行かなければならないようなものもあるでしょう。

そうすると、やはり介護相談員という人たちにお願いしている部署のバックアップというんですか、後ろからの支える体制というのが非常にこの成否を分けるということは、これは介護相談員の資質もさることながらということで、制度をつくったときにも議会でもそういう話が随分出ておりました。そういう意味でとってまも忙しくてやっつけられないんだというような話が続くのであれば、大変不安なんです。どうなんでしょう。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） いろいろご心配をおかけしている状況でございまして、本当に申しわけなく思っております。事務方といたしまして、月に2回の行動の中でさまざまな状況が報告されてまいります。それにつきましては、その場で解決できるものあるいは日数を要するもの、本当にさまざまな状況でございまして。言葉でこのようにお話ししましても、実際に報告書をごらんいただければ一目瞭然という状況になるわけですが、実際そういう状況で皆様にお示しできないという状況になってしまっているということについては大変申しわけなく思っております。この部分につきましては再度私ども真剣に検討して、きちんとした方向づけを持ちたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 介護相談員事業の今後について1点だけお聞きしておきますが、現在厚岸町の町が行っているもの、民間が行っているものを含めて全施設入っているわけですね。それで、この後いわゆる居宅サービスの中のヘルパー事業、そういうものにも入っていないかなければならないということは何年も前から言われているんだけど、そのあたりはどういうふうにご考えていますか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 現在の活動先でございますが、これにつきましては町立の心和園、あるいはデイサービスセンター、それから介護療養型施設というところにお邪魔をさせていただいておりますし、また民間のデイサービス、それからグループホーム、こういうところもお邪魔させていただいております。

先日もお話があったわけでございますけれども、ヘルパー事業所のほうから何とか時間をつくって試行的にでも訪問していただきたい、このような申し出を受けました。ありがたいお話でございます、それぞれの居宅の中でどういうサービスが展開されているのか、私ども保険者の立場ということではなくて利用者の立場に立って介護相談員の方が目配りをしていただく、こういうことは今後のサービス展開にとっても重要なことと私どもも考えておりますし、社協さんもそのように認識を持っているようでございまして、そういうところでは連携して対応できるなというふうに思っているところでございまして、新年度に入りましてそういう方向でもって調整を図っていければなど、実施をいつに区切るのかということはありませんけれども、前向きにこの部分は考えていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） ほかはございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5 日後期高齢者医療費。

10番。

●谷口委員 後期高齢者医療一般8,699万1,000円、それから後期高齢者医療特別会計、こちらの一財が1,358万7,000円ということなんですが、この後期高齢者医療制度が創設されるということで、今まで国民健康保険に繰り出していたお金を見ますと、そちらは変わっていませんよね、それほど、繰り出し額は。どうしてこの新しい制度ができれば、またこういうふうにごえてしまうんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 後期高齢者医療の特別会計の繰出金であります、この3,054万

2,000円の予算措置でありますけれども、中身は後期高齢者の給付される医療費に対してそれぞれ国・道・町の負担すべき割合、いわゆる公費負担の中で国は幾ら、数字で申し上げますと12分の4というものが国が負担をすると、それから12分の1を道と町が負担をするという公費負担の割合が決められております。その割合が、今回一般会計の中で見させていただいている3,054万2,000円という額であります。

このものはぼんと一般会計で繰り出しとしてふえたということではございませんで、もともと老人保健特別会計の中でも12分の1の公費負担の町の持ち出しというものは繰り出しとして予算を組まれておりました。そちらのものが今回新しいものとして目設定をさせていただいておりますが、公費負担の割合としては同じものが今回一般会計の中に出てきているということがございますので、この部分が単純にぼんとふえているということではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

- 谷口委員 負担金のほうは、広域連合の。
- 町民課長（久保課長） 失礼しました。今説明申し上げましたのが公費負担12分の1の分が8,699万1,000円のほうでございます。逆でちょっとお話を申し上げまして申しわけございません。医療給付の12分の1に当たる分が予算で負担金として持っております8,699万1,000円でございます。
- 谷口委員 だとしたら、この老人保健特別会計、去年1億300万円というやつがそうかい。
- 町民課長（久保課長） 昨年ですか。
- 谷口委員 この間もらった資料だけではわからないんだ。
- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後4時45分休憩

午後4時48分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。
町民課長。
- 町民課長（久保課長） 時間をとらせまして申しわけございません。
今委員が言われた19年度の1億円という繰出金が20年度で今回上げさせていただいているいわゆる負担金分、今回8,699万1,000円ですが、これと比較を、比較といいますか老人保健特別会計では1億円の予算を見ておりましたが、後期高齢者の中ではその12分の1に当たる分がこの予算計上ということになります。
それから、先ほど間違えて説明をしておりました繰出金の分でございますが、繰出金

の内容につきましては、町独自で使います事務費に関する繰り出しが363万円でございます。それから、広域連合の共同経費として負担をする分がございまして、これが450万6,000円がでございます。

それから、今申し上げました2つのものは20年度予算の中では新規として出させていただいておりますが、19年度の中でも後期高齢者医療制度の準備に係ります町の事務費、それから広域連合設置に係ります共同費用の負担というものが、社会福祉費の老人福祉の予算の中で計上させていただいている部分でありまして、今回新しい科目の中で町の事務費とそれから広域連合の負担金分を計上させていただいております。これに加えて保険基盤安定の繰り出し分というものがこの繰出金の中で計上させていただいております。これは先ほど歳入の中でもお話がありましたが、後期高齢者の保険料のうち法定軽減分に当たります推計のシミュレーションがされておりまして、軽減に該当する保険料としましては2,260万円ほど実は見ております。これを北海道が4分の3、それから厚岸町が4分の1それぞれ負担をして、この繰出金の中で支出をしていくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 6目国民年金費。
10番。

●谷口委員 国民年金、今依然として問題が解決していないんですけれども、特別便が郵送されてもう返す人は返して返送をしたようでありましてけれども、返送したけれども、そのうちの7割だか8割は実際にはまだまだ加入記録がありますよというようなことが後々わかってきたというような状況になっておりますけれども、そういうことで厚岸町にそのことに対する問い合わせ等はあるんでしょうか。あるいはどうしたらいいんだろうというようなことで相談に来られた方はいらっしゃるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

ねんきん特別便でございますが、昨年12月からそれぞれ発送がされているということでありまして、現在私どもの窓口で相談を受けておりますのは、直接窓口においでになっている方が20件程度、それから電話で、こういうものが届いたんだけどということ電話で相談をされ、具体的には、役場においでになるよりはこういうものを用意して社会保険事務所の相談センター窓口にいらしてくださいというお話をさせてもらって、直接そちらに行かれるということもやりとりの中でございまして、その電話相談で30件程度私ども受けております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、この相談があったうちの何件かは解決の方向に向かったんでしょうか、それとも相談を受けただけですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 具体的にどう解決しているのよという話につきましては、私ども把握できる情報がございません。相談を受ける中で、この方は大丈夫だなと思う分は相談受ける中ではありますけれども、具体的にそれが社会保険の相談窓口に行つてどこまで確認がされ、特別便がどういうふう処理をされていくのかということについては、私どもその実態を知られる立場にはないわけでありませう。

さらに申し上げれば、東京から発送されるその特別便が厚岸町の住民の方に、あるいは釧路社会保険事務所の管轄で申し上げますと、釧路・根室管内の住民の方に12月からいつ何通発送されということすらも社会保険事務所もわからない、それから市町村役場もわからないという状況の中で、届きましたというところから電話があり、あるいは直接おいでになって、そこから実務的にスタートするというのが実態であります。

それで、中身についてはもちろん私ども記録を持っておりませうで、多くは厚生年金絡みの記録が漏れているのではないかと思われる方へのものが先に発送されているわけでありませうで、特別便が届いたんだけれども、どのように確認していかかわからないというところからまず始まります。それで、ご本人が記入される部分もありますので、ここはご自分で記入されて直接社会保険事務所に事前に連絡をして相談に行かれたほうが、記録が復活するとすればこれは給付に結びつくものでありますから、そういう立場で私どもはご相談を受け、社会保険事務所の協力体制という形の中で今対応しているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この特別便が非常に不親切なものであったということが明らかになっていますよね。結果的にそれを見た人がこれはやっているし、全部載っているのではないかと、だけれども、よくよく見るとその中に抜けている分があるんだということを見出しなさいというのが、あの特別便であったんですよね。

ですから、それを全部一応記載されているように見えるから結果的には別にありませんというようなことで返送してしまっているのに、その中から8割ぐらいが実はこうなんですよね、非常に人をばかにしたそういうものを受給者に対して発送していたということだったと思うんですよね。

そうであれば、やっぱり相談されている方はこれからすべての対象者に発送される予定になってきていますから、きちんとした対応をやっぱり町としても親切に対応してあげてほしいなというふうをお願いするんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私ども主体的にといいますか、専ら国民年金の加入期間しかない方についての業務を、今65歳になって裁定請求をされるというものについては町の私

どもの窓口で裁定請求書をつくっていただいて、それを受け付けて送達をするという業務をやっておりまして、それで現役で保険料を払っていらっしゃる方の納付記録については、平成14年度から実は納付記録そのものが国の事務となっております、それ以降のものは町が持っていないんです。そういった環境の中で今何ができるのかというところで担当窓口も悩んでいるんですが、特別便だけではなくて19年度から既に始まっております納付受付記録に関する照会なんかも含めておいでになります。ご本人の利益に結びつくことでありますので、私どもは基本的には電話で済ませるなんていうことのないように、ぜひ社会保険事務所にこの用紙を発送して納付記録の照会をまずしましょう。それから特別便に関しましては社会保険事務所の相談窓口にもずまきましようと、あるいはおっしゃられた記録の遺漏はありませんよと出したものが、80%が実は記録の遺漏があって年金給付にはね返るという実態も新聞報道でもされておりましたが、そういった実態の中で安易に何もありませんという回答をすべきではないということも含めて、私ども対応させていただきたいと思っておりますし、3月21日なんです、実際に厚岸町に相談窓口が社会保険事務所のほうで開設をされることになっております。この間、特別便でご相談においでになっている方についても、ぜひ21日、わざわざ釧路へ行かないで、その日を利用していただきたいということも含めてお知らせさせていただいております。

そんな取り組みの中で、今後につきましてもできる限りの支援体制といいますか、町民の利益に結びつく中身でありますので、窓口対応をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） この6目でまだほかにありますか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） なければ、この6目を終わらせて、あすから7目に入りたいと思いますが、今日はこの程度でどうですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 本日の委員会はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

なお、あすは午前10時より、7目自治振興費から審査をしてまいりたいと思います。以上で終わります。

午後 5 時02分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 0 年 3 月 1 2 日

平成20年度各会計予算審査特別委員会

委員長